

## II 調査結果の分析

### 第1章 人権問題全般について

#### 問1 人権問題についての関心

人権問題にどの程度関心がありますか。(1つに○)

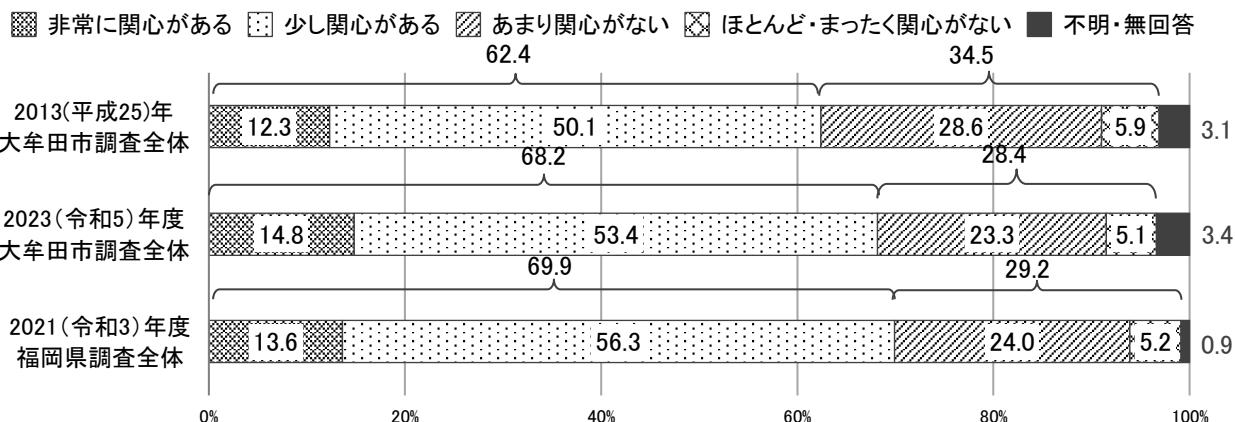
##### 1) 全体及び性別特徴

問1	回答数	人権問題についての関心							上段:実数(人) 下段:比率(%)
		非常に 関心 が ある	少し 関心 が ある	な ま い 関 心 が ある	がま ほ な な つ と いた ん く ど 関 心 が ある	不明 ・ 無 回 答	関 心 が ある	関 心 が ない	
2013(平成25)年 大牟田市調査 全体	779	96	390	223	46	24	486	269	
	100.0	12.3	50.1	28.6	5.9	3.1	62.4	34.5	
2023(令和5)年度 大牟田市調査 全体	790	117	422	184	40	27	539	224	
	100.0	14.8	53.4	23.3	5.1	3.4	68.2	28.4	
2021(令和3)年度 福岡県調査 全体	1,876	255	1,056	451	97	17	1,311	548	
	100.0	13.6	56.3	24.0	5.2	0.9	69.9	29.2	
大 牟 田 市 R 5 性 別	男性	348	48	184	89	18	9	232	107
		100.0	13.8	52.9	25.6	5.2	2.5	66.7	30.8
	女性	421	62	230	91	22	16	292	113
		100.0	14.7	54.6	21.6	5.2	3.9	69.3	26.8
	その他	3	1	1	1	0	0	2	1
		100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	66.6	33.3
	不明・無回答	18	6	7	3	0	2	13	3
		100.0	33.3	38.9	16.7	0.0	11.1	72.2	16.7

\*「関心がある」・「非常に関心がある」と「少し関心がある」の合計 \*「関心がない」・「ほとんど・まったく関心がない」と「あまり関心がない」の合計

性別による特段の差異はない。

図1-1 人権についての関心



「非常に関心がある」は 14.8%、前回(H25\_12.3%)と比べて 2.5 ポイント、「少し関心がある」は 53.4%、前回(H25\_50.1%)と比べて、3.3 ポイント高くなっている。

一方、「ほとんど・まったく関心がない」5.1%、前回と比べて 0.8 ポイント、「あまり関心がない」23.3% で、前回(H25\_28.6%)と比較して 5.3 ポイント低くなっている。

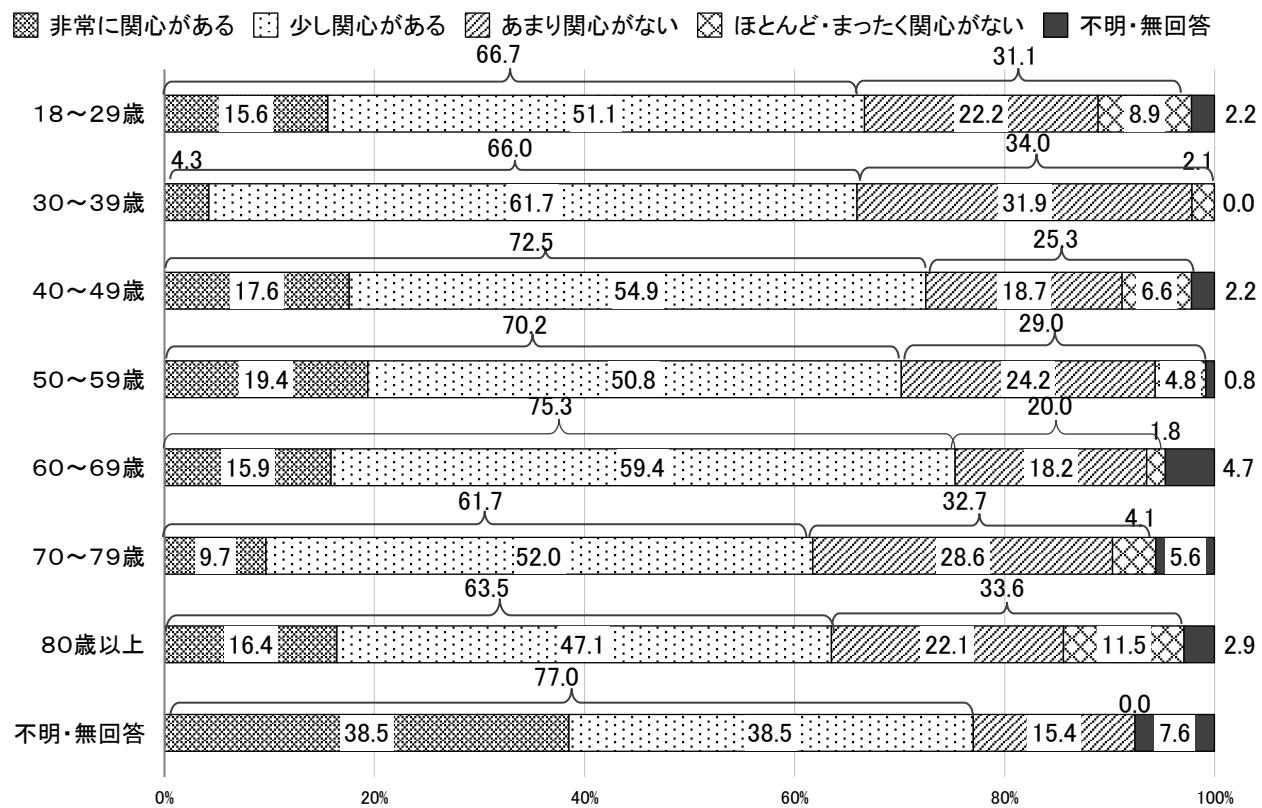
## 2) 年齢層別特徴

上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問1	回答数	人権問題についての関心							関心がある	関心がない
		ある非常に関心がある	ある少し関心がある	なあまり関心がある	がまほなつといたんくど関心	不明・無回答				
全 体	790	117	422	184	40	27	539	224		
	100.0	14.8	53.4	23.3	5.1	3.4	68.2	28.4		
年齢	18~29歳	45	7	23	10	4	30	14		
		100.0	15.6	51.1	22.2	8.9	66.7	31.1		
	30~39歳	47	2	29	15	1	31	16		
		100.0	4.3	61.7	31.9	2.1	66.0	34.0		
	40~49歳	91	16	50	17	6	66	23		
		100.0	17.6	54.9	18.7	6.6	72.5	25.3		
	50~59歳	124	24	63	30	6	87	36		
		100.0	19.4	50.8	24.2	4.8	70.2	29.0		
	60~69歳	170	27	101	31	3	128	34		
		100.0	15.9	59.4	18.2	1.8	75.3	20.0		
	70~79歳	196	19	102	56	8	121	64		
		100.0	9.7	52.0	28.6	4.1	61.7	32.7		
	80歳以上	104	17	49	23	12	66	35		
		100.0	16.4	47.1	22.1	11.5	63.5	33.6		
	不明・無回答	13	5	5	2	0	10	2		
		100.0	38.5	38.5	15.4	0.0	77.0	15.4		

\*「関心がある」・「非常に関心がある」と「少し関心がある」の合計 \*「関心がない」・「ほとんど・まったく関心がない」と「あまり関心がない」の合計

図1-3 人権問題についての関心(年齢層別)



「関心がある」でくくると、「60~69歳」75.3%で最も高いものの、どの年齢層においても、6割から7割台の高い関心率を示している。一方、「関心がない」でくくると、「18~29歳」31.1%、「30~39歳」34.0%、「70~79歳」32.7%、「80歳以上」33.6%が3割台で、他の年齢層に比べて人権問題への関心が低い。

### 3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問1	回答数	人権問題についての関心							関心がある	関心がない
		非常に 関心が ある	少し 関心が ある	な あ い ま り 関 心 が あ る	が ま ほ な つ と い た ん く ど 関 ・ 心	不 明 ・ 無 回 答				
全 体	790	117	422	184	40	27		539	224	
	100.0	14.8	53.4	23.3	5.1	3.4		68.2	28.4	
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	22	23	5	1	2	45	6	
		100.0	41.5	43.4	9.4	1.9	3.8	84.9	11.3	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	11	52	13	1	0	63	14	
		100.0	14.3	67.5	16.9	1.3	0.0	81.8	18.2	
	自営業、農業、漁業	59	12	25	13	4	5	37	17	
		100.0	20.3	42.4	22.0	6.8	8.5	62.7	28.8	
	学 生	23	3	12	5	2	1	15	7	
		100.0	13.0	52.2	21.7	8.7	4.4	65.2	30.4	
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	25	126	64	9	6	151	73	
		100.0	10.9	54.8	27.8	3.9	2.6	65.7	31.7	
	無 職	328	38	176	81	23	10	214	104	
		100.0	11.6	53.7	24.7	7.0	3.0	65.3	31.7	
	不明・無回答	20	6	8	3	0	3	14	3	
		100.0	30.0	40.0	15.0	0.0	15.0	70.0	15.0	

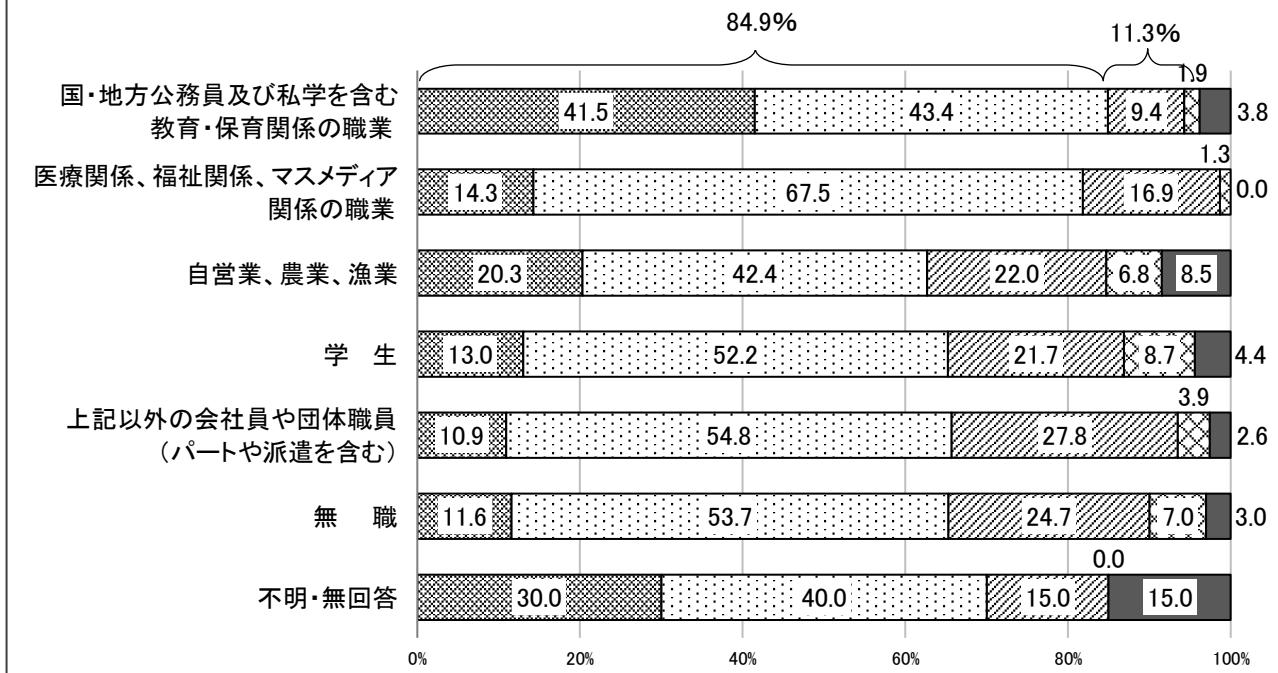
\*「関心がある」・「非常に関心がある」と「少し関心がある」の合計

\*「関心がない」・「ほとんど・まったく関心がない」と「あまり関心がない」の合計

図1-4 人権問題についての関心(職業別)

▣ 非常に関心がある □ 少し関心がある ▨ あまり関心がない

▢ ほとんど・まったく関心がない □ 不明・無回答



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」の関心が84.9%で最も高い。「自営業、農業、漁業」、「学生」、「上記以外の会社員や団体職員」では、「関心がない」が約3割ある。

## 問2 関心がある人権問題

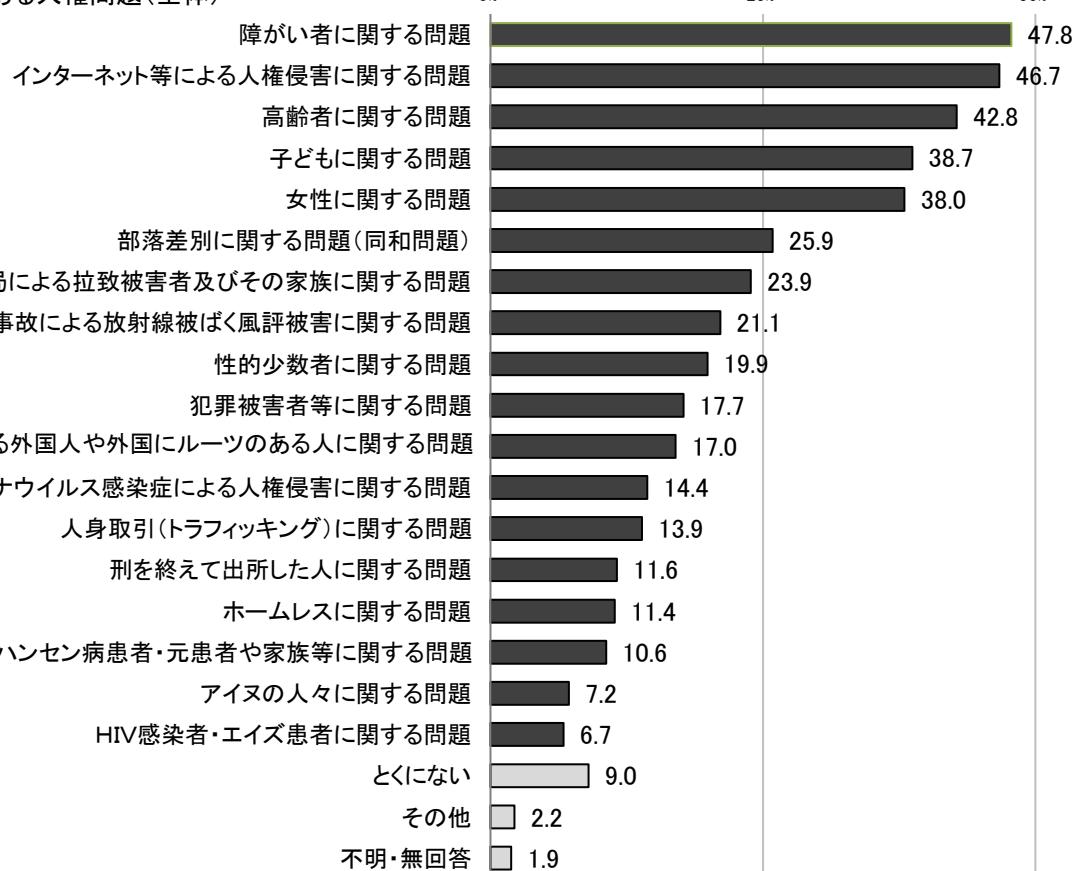
現在の日本社会にはさまざまな人権問題がありますが、どのような人権問題に关心がありますか。（該当するすべてに○）

### 1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問2		関心がある人権問題													
		回答数	(部落差別に関する問題)	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障がい者に関する問題	の外国人に関する問題	日本に住む人や外人に関する問題	新型コロナウイルスによる問題	元患者や家族等による問題	ハンセン病患者・犯罪被害者等に関する問題	問題		
全 体		790	205	300	306	338	378	134	114	84	140	369			
		100.0	25.9	38.0	38.7	42.8	47.8	17.0	14.4	10.6	17.7	46.7			
性別	男性	348	100	105	124	125	164	68	48	46	64	163			
		100.0	28.7	30.2	35.6	35.9	47.1	19.5	13.8	13.2	18.4	46.8			
	女性	421	101	189	173	202	205	63	64	36	72	197			
		100.0	24.0	44.9	41.1	48.0	48.7	15.0	15.2	8.6	17.1	46.8			
	その他	3	1	1	1	2	2	1	1	1	2	2			
不明・無回答		100.0	33.3	33.3	33.3	66.7	66.7	33.3	33.3	33.3	66.7	66.7			
		100.0	18	3	5	8	9	7	2	1	1	2			
		100.0	16.7	27.8	44.4	50.0	38.9	11.1	5.6	5.6	11.1	38.9			
問2		人刑にを終えるて問題所した	問題的少数者にに関する問題	家拉北族致朝に被害当する者局る及び問題そとの	問題イイズV患者感染者に問題する	問題アイヌの患者に問題する	問題ホームレスに問題する	問題(トライアングル)の問題	問題(トライアングル)の問題	問題(トライアングル)の問題	問題(トライアングル)の問題	問題(トライアングル)の問題	その他	とくにない	不明・無回答
全 体		92	157	189	53	57	90	110	167	17	71	15			
		11.6	19.9	23.9	6.7	7.2	11.4	13.9	21.1	2.2	9.0	1.9			
性別	男性	46	78	85	19	33	51	34	67	11	46	5			
		13.2	22.4	24.4	5.5	9.5	14.7	9.8	19.3	3.2	13.2	1.4			
	女性	46	77	99	33	23	37	74	95	6	25	9			
		10.9	18.3	23.5	7.8	5.5	8.8	17.6	22.6	1.4	5.9	2.1			
	その他	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0			
不明・無回答		0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0			
		0.0	5.6	27.8	5.6	5.6	11.1	11.1	22.2	0.0	0.0	5.6			

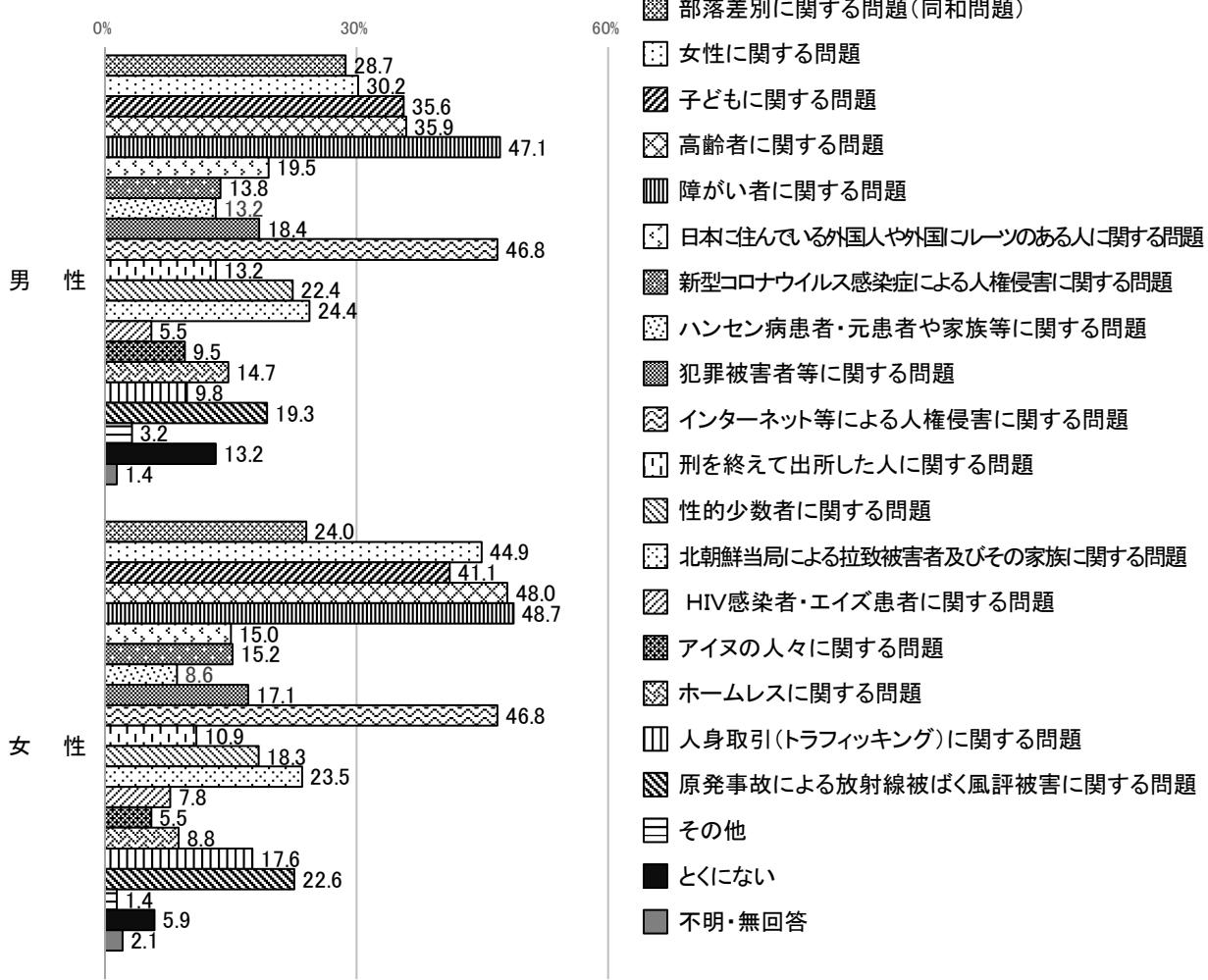
図2-1 関心がある人権問題(全体)



個別的な人権課題で「関心がある人権問題」の上位5つは、「障害者に関する問題」47.8%(前回H25\_50.6%)、「インターネットによる人権侵害に関する問題」46.7%(H25\_34.9%)、「高齢者に関する問題」42.8%(H25\_50.4%)、「子どもに関する問題」38.7%(H25\_37.1%)、「女性に関する問題」38.0%(H25\_31.7%)になっており、前回調査との順位に大きな変動はない。

次いで、「部落差別に関する問題(同和問題)」が 25.9%(H25\_18.5%)で、幾分関心の高まりがみられるが、以下の人権課題への関心は、2割台から1割台となっている。

図2-2 関心がある人権問題(性別)



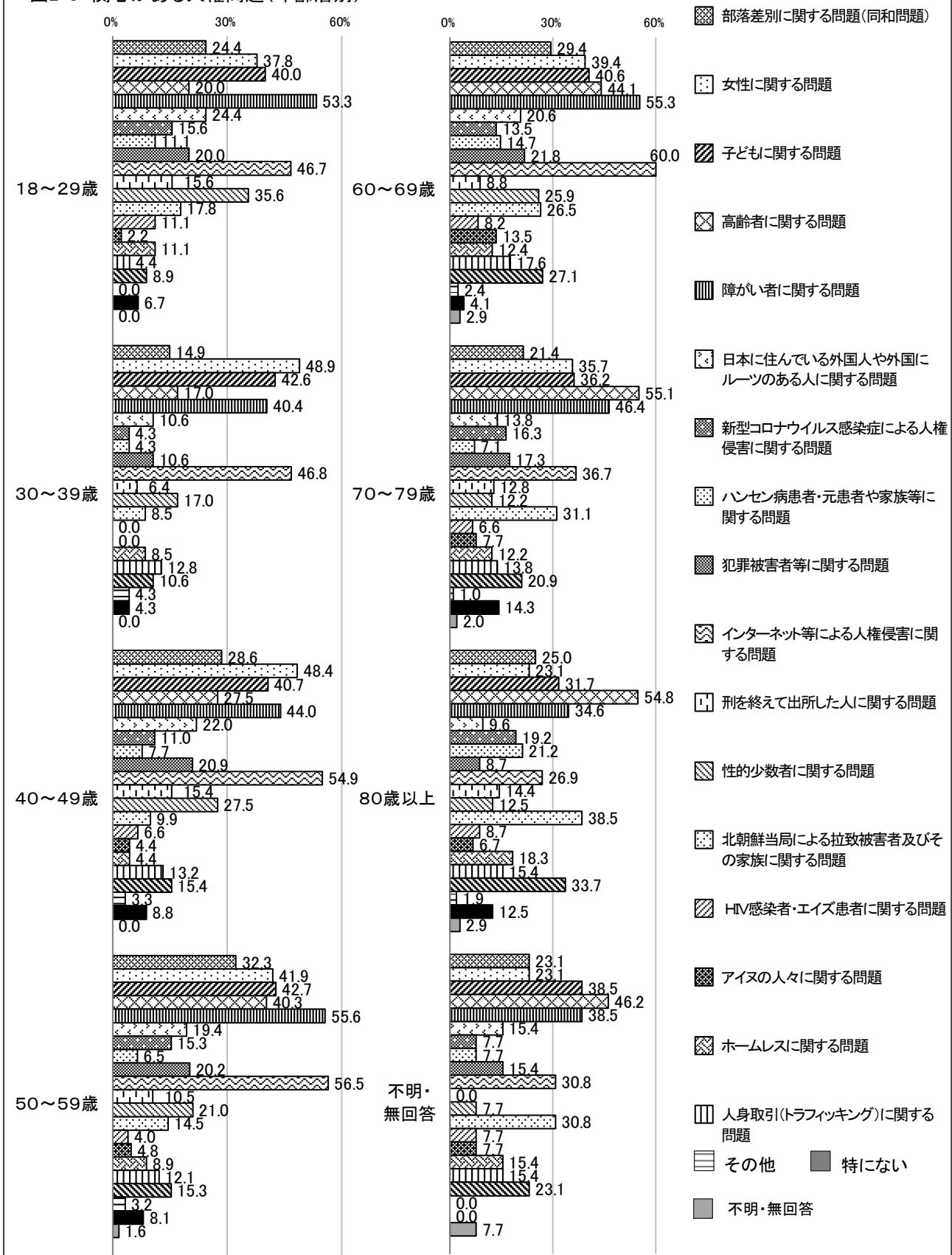
男女に共通する大きな関心事は、「障害者に関する問題」および「インターネットに等による人権侵害に関する問題」になっている。また、女性は、男性に比べて「女性に関する問題」44.9%（男性 30.2%）で 14.7 ポイント、「子供に関する問題」41.1%（男性 35.6%）で 5.5 ポイント、「高齢者に関する問題」48.0%（男性 35.9%）で 12.1 ポイント上回っている。

## 2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問2		関心がある人権問題										問題による人権侵害に関する人権侵害に関する問題				
		回答数	(部落差別に関する問題)	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障がい者に関する問題	の外国人や日本人に住んでいる人に関する問題	新型コロナウイルスによる人権侵害	元患者やハンセン病患者・家族等に関する問題	犯罪被害者等に関する問題					
全 体		790	205	300	306	338	378	134	114	84	140	369				
		100.0	25.9	38.0	38.7	42.8	47.8	17.0	14.4	10.6	17.7	46.7				
年齢	18~29歳	45	11	17	18	9	24	11	7	5	9	21				
		100.0	24.4	37.8	40.0	20.0	53.3	24.4	15.6	11.1	20.0	46.7				
	30~39歳	47	7	23	20	8	19	5	2	2	5	22				
		100.0	14.9	48.9	42.6	17.0	40.4	10.6	4.3	4.3	10.6	46.8				
	40~49歳	91	26	44	37	25	40	20	10	7	19	50				
		100.0	28.6	48.4	40.7	27.5	44.0	22.0	11.0	7.7	20.9	54.9				
	50~59歳	124	40	52	53	50	69	24	19	8	25	70				
		100.0	32.3	41.9	42.7	40.3	55.6	19.4	15.3	6.5	20.2	56.5				
年齢	60~69歳	170	50	67	69	75	94	35	23	25	37	102				
		100.0	29.4	39.4	40.6	44.1	55.3	20.6	13.5	14.7	21.8	60.0				
	70~79歳	196	42	70	71	108	91	27	32	14	34	72				
		100.0	21.4	35.7	36.2	55.1	46.4	13.8	16.3	7.1	17.3	36.7				
	80歳以上	104	26	24	33	57	36	10	20	22	9	28				
		100.0	25.0	23.1	31.7	54.8	34.6	9.6	19.2	21.2	8.7	26.9				
問2		人刑に終える問題を終えて出所した	問題的少数者に関する問題	性別拉致問題	北朝鮮に被害者に関する問題	エイズ患者による問題	HIV感染問題	アイヌの人々に関する問題	ホームレスに関する問題	トライアル・バイ・キーリング問題	人身取引に関する問題	原発事故による問題	被爆者による問題	その他	とくにない	不明・無回答
全 体		92	157	189	53	57	90	110	167	17	71	15				
		11.6	19.9	23.9	6.7	7.2	11.4	13.9	21.1	2.2	9.0	1.9				
年齢	18~29歳	7	16	8	5	1	5	2	4	0	3	0				
		15.6	35.6	17.8	11.1	2.2	11.1	4.4	8.9	0.0	6.7	0.0				
	30~39歳	3	8	4	0	0	4	6	5	2	2	0				
		6.4	17.0	8.5	0.0	0.0	8.5	12.8	10.6	4.3	4.3	0.0				
	40~49歳	14	25	9	6	4	4	12	14	3	8	0				
		15.4	27.5	9.9	6.6	4.4	4.4	13.2	15.4	3.3	8.8	0.0				
	50~59歳	13	26	18	5	6	11	15	19	4	10	2				
		10.5	21.0	14.5	4.0	4.8	8.9	12.1	15.3	3.2	8.1	1.6				
年齢	60~69歳	15	44	45	14	23	21	30	46	4	7	5				
		8.8	25.9	26.5	8.2	13.5	12.4	17.6	27.1	2.4	4.1	2.9				
	70~79歳	25	24	61	13	15	24	27	41	2	28	4				
		12.8	12.2	31.1	6.6	7.7	12.2	13.8	20.9	1.0	14.3	2.0				
	80歳以上	15	13	40	9	7	19	16	35	2	13	3				
		14.4	12.5	38.5	8.7	6.7	18.3	15.4	33.7	1.9	12.5	2.9				

図2-3 関心がある人権問題(年齢層別)



特徴として、18歳から69歳までは「インターネットによる人権侵害に関する問題」への関心が高く、70歳以上では「高齢者に関する問題」への関心が高いなど、年齢層による関心の在り方がわかる。

### 3) 職業別特徴

上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問2		関心がある人権問題											
		回答数	(同和問題) 部落差別に関する問題	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障がい者に関する問題	に日本一ツのある外国人や外国人に関する問題	新型コロナウイルス感染症に	よる人権侵害に関する問題	ハンセン病患者・元患者や家族等に関する問題	犯罪被害者等に関する問題	侵害に関する問題 インターネット等による人権
全 体		790	205	300	306	338	378	134	114	84	140	369	
		100.0	25.9	38.0	38.7	42.8	47.8	17.0	14.4	10.6	17.7	46.7	
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	25	27	25	14	36	21	9	8	10	32	
		100.0	47.2	50.9	47.2	26.4	67.9	39.6	17.0	15.1	18.9	60.4	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	15	39	40	35	48	7	13	3	12	37	
		100.0	19.5	50.6	51.9	45.5	62.3	9.1	16.9	3.9	15.6	48.1	
	自営業、農業、漁業	59	17	21	21	19	26	14	7	7	12	29	
		100.0	28.8	35.6	35.6	32.2	44.1	23.7	11.9	11.9	20.3	49.2	
	学 生	23	5	8	9	4	8	3	2	2	4	11	
		100.0	21.7	34.8	39.1	17.4	34.8	13.0	8.7	8.7	17.4	47.8	
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	62	91	87	79	100	39	29	16	50	130	
		100.0	27.0	39.6	37.8	34.3	43.5	17.0	12.6	7.0	21.7	56.5	
職業	無 職	328	77	110	117	177	152	48	52	46	49	124	
		100.0	23.5	33.5	35.7	54.0	46.3	14.6	15.9	14.0	14.9	37.8	
	不明・無回答	20	4	4	7	10	8	2	2	2	3	6	
		100.0	20.0	20.0	35.0	50.0	40.0	10.0	10.0	10.0	15.0	30.0	
問2		人刑に終する問題所出した	性的少数者に関する問題	及びその当家族による拉致被害者	にHIV感染者・エイズ患者	アイヌの人々に関する問題	ホームレスに関する問題	にトラフィックイング	人身取引による放射線被害	原発事故による放射線被害	その他の問題	とくにない	不明・無回答
全 体		92	157	189	53	57	90	110	167	17	71	15	
		11.6	19.9	23.9	6.7	7.2	11.4	13.9	21.1	2.2	9.0	1.9	
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	8	19	6	5	3	7	6	13	1	0	1	
		15.1	35.8	11.3	9.4	5.7	13.2	11.3	24.5	1.9	0.0	1.9	
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	7	13	14	2	4	3	14	16	2	2	0	
		9.1	16.9	18.2	2.6	5.2	3.9	18.2	20.8	2.6	2.6	0.0	
	自営業、農業、漁業	7	14	14	3	4	9	12	11	1	5	1	
		11.9	23.7	23.7	5.1	6.8	15.3	20.3	18.6	1.7	8.5	1.7	
	学 生	4	9	3	2	1	2	1	1	0	2	0	
		17.4	39.1	13.0	8.7	4.3	8.7	4.3	4.3	0.0	8.7	0.0	
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	25	47	40	12	14	19	28	39	7	25	3	
		10.9	20.4	17.4	5.2	6.1	8.3	12.2	17.0	3.0	10.9	1.3	
職業	無 職	41	53	106	28	30	48	47	83	6	37	8	
		12.5	16.2	32.3	8.5	9.1	14.6	14.3	25.3	1.8	11.3	2.4	
不明・無回答		0	2	6	1	1	2	2	4	0	0	2	
		0.0	10.0	30.0	5.0	5.0	10.0	10.0	20.0	0.0	0.0	10.0	

いずれの職業においても人権問題への関心は類似傾向にあり、職業による特段の差異はない。

### 問3 人権が尊重されているか

現在の日本社会において、人権が尊重されていると思いますか。（1つに○）

#### 1) 全体及び性別特徴

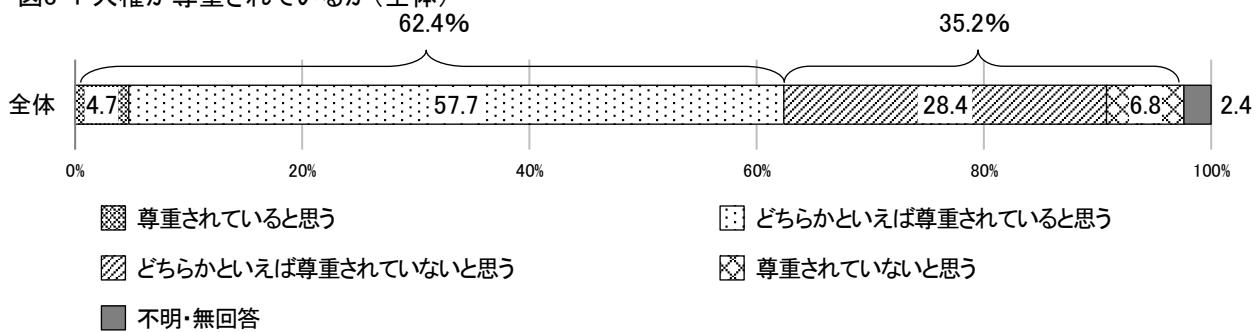
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問3	回答数	人権が尊重されているか							
		思 う 尊 重 さ れ て い る と	思 う 尊 重 さ ら れ か て と い い る え と ば	思 う 尊 重 さ ら れ か て と い い な え い ば	思 う 尊 重 さ ら れ か て と い い な え い ば	思 う 尊 重 さ れ て い な い	不 明 ・ 無 回 答	思 う 尊 重 さ れ て い る と	思 う 尊 重 さ れ て い な い
全 体	790	37	456	224	54	19		493	278
	100.0	4.7	57.7	28.4	6.8	2.4		62.4	35.2
性別	男性	348	21	205	96	21	5	226	117
		100.0	6.0	58.9	27.6	6.0	1.5	64.9	33.6
	女性	421	15	236	125	33	12	251	158
	その他	3	0	3	0	0	0	3	0
不明・無回答		18	1	12	3	0	2	13	3
		100.0	5.6	66.7	16.7	0.0	11.0	72.3	16.7

\*「尊重されていると思う」・「尊重されていると思う」と「どちらかといえば尊重されていると思う」の合計

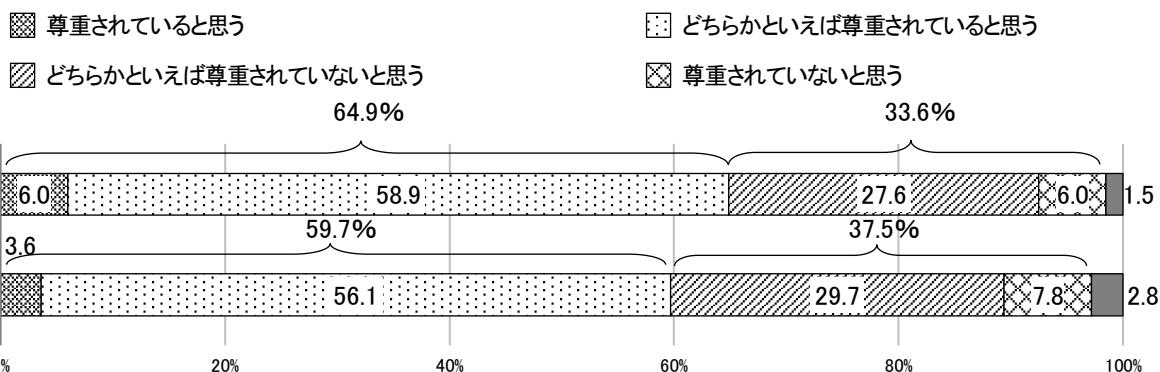
\*「尊重されていないと思う」・「尊重されていないと思う」と「どちらかといえば尊重されていないと思う」の合計

図3-1 人権が尊重されているか(全体)



全体の 62.4% が、「尊重されていると思う」と回答している。

図3-2 人権が尊重されているか(性別)



「尊重されていると思う」は、男性 64.9%、女性 59.7% で、女性の方が 5.2 ポイント低い値になっている。

## 2) 年齢層別特徴

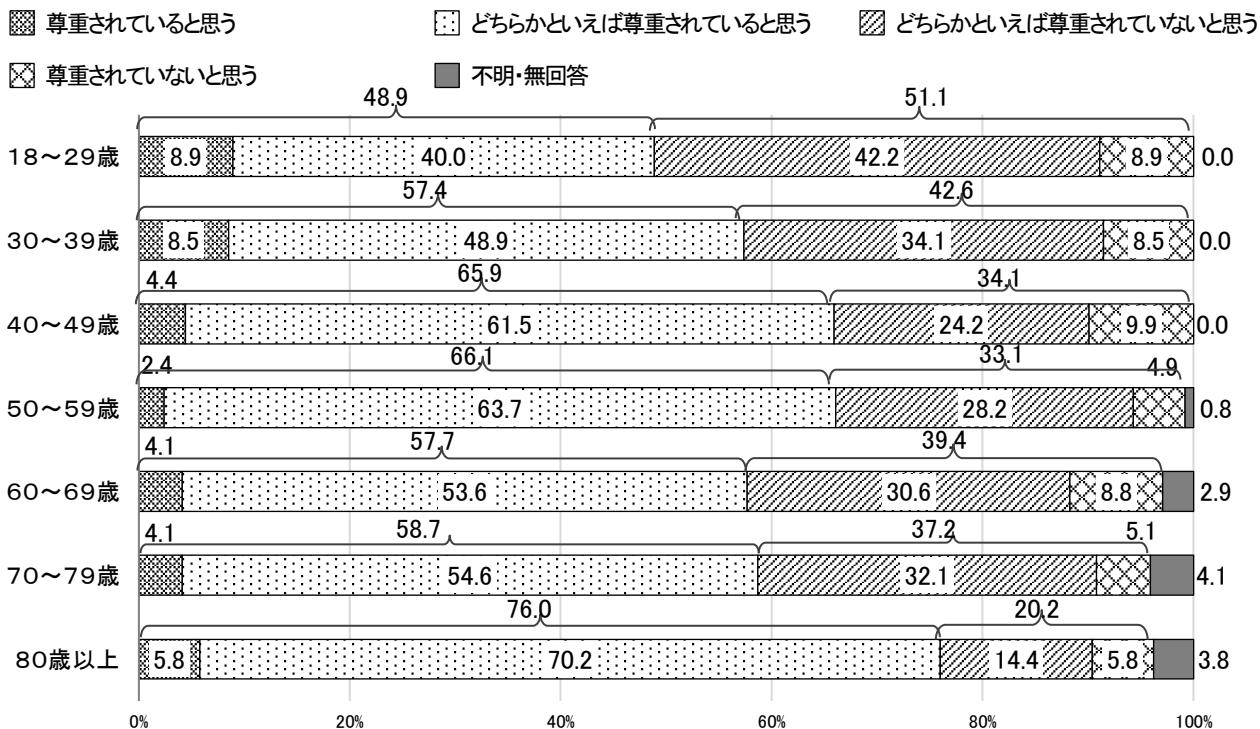
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問3	回答数	人権が尊重されているか							
		思う 尊重 されて いる と	思 尊 重 ど う さ れ か れ か て と い い る え と ば	思 尊 重 ど う さ ら か れ か て と い い な え い ば	と 尊 ど 思 重 ち う さ ら れ か て と い い な え い ば	と 尊 ど 思 重 ち う さ ら れ か て と い い な え い ば	不 明 ・ 無 回 答	思 尊 重 さ れ て い る と	と 尊 重 さ れ て い な い
全 体	790	37	456	224	54	19	493	278	
	100.0	4.7	57.7	28.4	6.8	2.4	62.4	35.2	
年 齢	18~29歳	45	4	18	19	4	0	22	23
		100.0	8.9	40.0	42.2	8.9	0.0	48.9	51.1
	30~39歳	47	4	23	16	4	0	27	20
		100.0	8.5	48.9	34.1	8.5	0.0	57.4	42.6
	40~49歳	91	4	56	22	9	0	60	31
		100.0	4.4	61.5	24.2	9.9	0.0	65.9	34.1
	50~59歳	124	3	79	35	6	1	82	41
		100.0	2.4	63.7	28.2	4.9	0.8	66.1	33.1
	60~69歳	170	7	91	52	15	5	98	67
		100.0	4.1	53.6	30.6	8.8	2.9	57.7	39.4
	70~79歳	196	8	107	63	10	8	115	73
		100.0	4.1	54.6	32.1	5.1	4.1	58.7	37.2
	80歳以上	104	6	73	15	6	4	79	21
		100.0	5.8	70.2	14.4	5.8	3.8	76.0	20.2
	不明・無回答	13	1	9	2	0	1	10	2
		100.0	7.7	69.2	15.4	0.0	7.7	76.9	15.4

\*「尊重されていると思う」・「尊重されていると思う」と「どちらかといえば尊重されていると思う」の合計

\*「尊重されていないと思う」・「尊重されていないと思う」と「どちらかといえば尊重されていないと思う」の合計

図3-3 人権が尊重されているか(年齢層別)



「人権尊重の実感」は、「18~29歳」で48.9%と最も低く、以後59歳まで順次高まっていくが、60歳から79歳で約8ポイントほど下降し、「80歳以上」では76.0%と最大になっている。

### 3) 職業別特徴

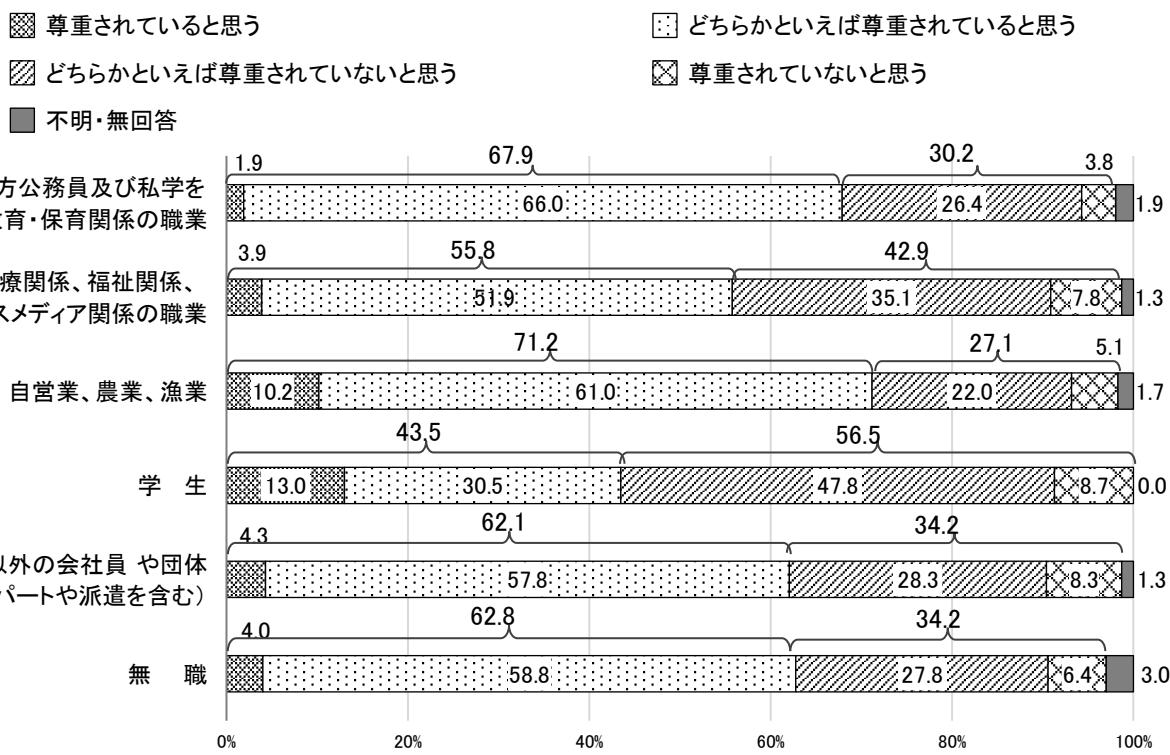
上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問3	回答数	人権が尊重されているか						
		思う 尊重 されて いる と	思う 尊重 され か れ か て と い い る え と ば	と 尊 ど 思 重 ち う さ ら れ か れ か て と い い な え い ば	と 尊 ど 思 重 ち う さ ら れ か れ か て と い い な え い ば	不 明 ・ 無 回 答	思 う 尊 重 さ れ て い る と	と 尊 ど 思 重 さ れ て い な い
全 体	790	37	456	224	54	19	493	278
	100.0	4.7	57.7	28.4	6.8	2.4	62.4	35.2
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	1	35	14	2	36	16
		100.0	1.9	66.0	26.4	3.8	67.9	30.2
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	3	40	27	6	43	33
		100.0	3.9	51.9	35.1	7.8	55.8	42.9
	自営業、農業、漁業	59	6	36	13	3	42	16
		100.0	10.2	61.0	22.0	5.1	71.2	27.1
	学 生	23	3	7	11	2	10	13
		100.0	13.0	30.5	47.8	8.7	43.5	56.5
上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	10	133	65	19	3	143	84
		100.0	4.3	57.8	28.3	8.3	62.1	36.6
無 職	328	13	193	91	21	10	206	112
		100.0	4.0	58.8	27.8	6.4	62.8	34.2
不明・無回答	20	1	12	3	1	3	13	4
		100.0	5.0	60.0	15.0	5.0	65.0	20.0

\*「尊重されていると思う」・「尊重されていると思う」と「どちらかといえば尊重されていると思う」の合計

\*「尊重されていないと思う」・「尊重されていないと思う」と「どちらかといえば尊重されていないと思う」の合計

図3-4 人権が尊重されているか(職業別)



「尊重されていると思う」が最も高いのは、「自営業、農業、漁業」71.2%、逆に最も低いのは、「学生」43.5%で、他の職種が50%を超えてるのに対し、大きな差が出ている。

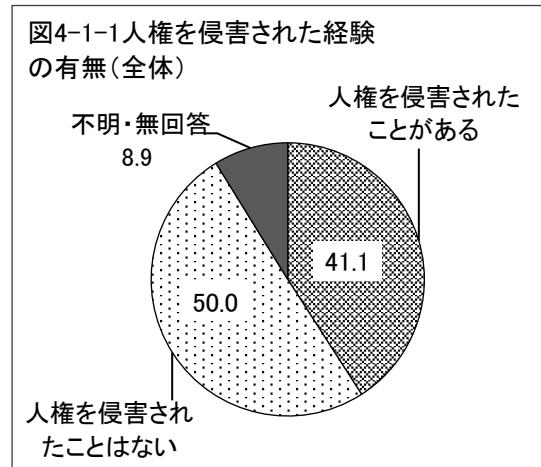
#### 問4 人権を侵害された経験とその内容

これまでに人権を侵害されたことがありますか。あったとしたら、それはどのようなことでしたか。(該当するすべてに○)

##### 問4-1 人権を侵害された経験の有無

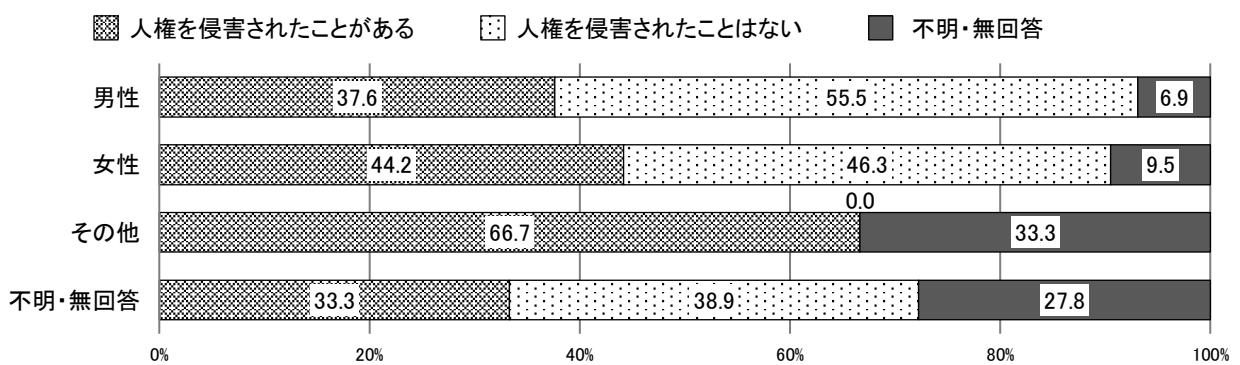
###### 1) 全体及び性別特徴

問4	回答数	人権を侵害された経験の有無			
		がさ人 あれ権 るたを こ侵 と害	はさ人 なれ権 いたを こ侵 と害	無不 回明 答・ ・	上段: 実数(人) 下段: 比率(%)
全 体	790	325	395	70	
	100.0	41.1	50.0	8.9	
性別	男性	348	131	193	24
		100.0	37.6	55.5	6.9
	女性	421	186	195	40
		100.0	44.2	46.3	9.5
その他	その他	3	2	0	1
		100.0	66.7	0.0	33.3
不明・無回答	不明・無回答	18	6	7	5
		100.0	33.3	38.9	27.8



「人権を侵害されたことがある」は41.1%で、「人権を侵害されたことはない」は50.0%となっている。

図4-1-2 人権を侵害された経験の有無(性別)



人権侵害の経験で「人権を侵害されたことがある」は、女性 44.2%、男性 37.6%で、女性が 6.6 ポイント高い。

## 2) 年齢別特徴

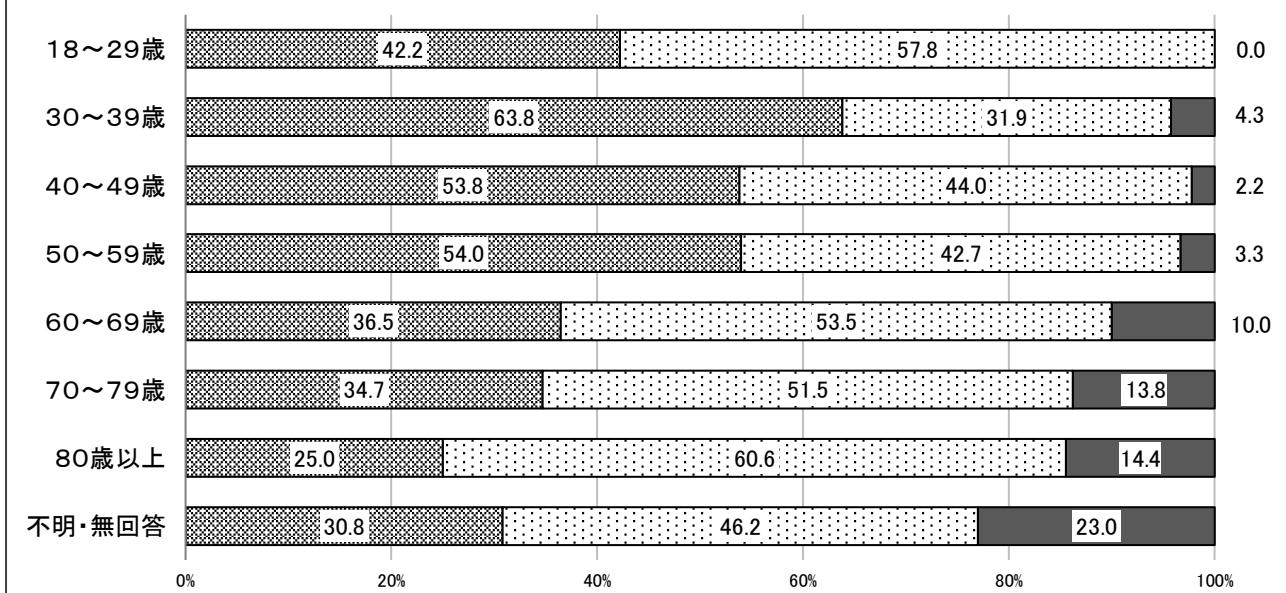
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問4	回答数	人権を侵害された経験の有無			
		が さ 人 あれ 権 る た を こ 侵 と 害	は さ 人 なれ 権 いた を こ 侵 と 害	無 不 回 明 答 ・	
全 体	790	325	395	70	
	100.0	41.1	50.0	8.9	
年 齢	18~29歳	45 100.0	19 42.2	26 57.8	0 0.0
	30~39歳	47 100.0	30 63.8	15 31.9	2 4.3
	40~49歳	91 100.0	49 53.8	40 44.0	2 2.2
	50~59歳	124 100.0	67 54.0	53 42.7	4 3.3
	60~69歳	170 100.0	62 36.5	91 53.5	17 10.0
	70~79歳	196 100.0	68 34.7	101 51.5	27 13.8
	80歳以上	104 100.0	26 25.0	63 60.6	15 14.4
	不明・無回答	13 100.0	4 30.8	6 46.2	3 23.0

図4-1-3 人権を侵害された経験の有無

(年齢層別)

■ 人権を侵害されたことがある □ 人権を侵害されたことはない ▨ 不明・無回答



「人権を侵害されたことがある」は、「30~39 歳」63.8%が最も高く、次いで「50~59 歳」54.0%、「40~49 歳」53.8%になっている。「18 歳~29 歳」においても 42.2%と、高い水準にある。

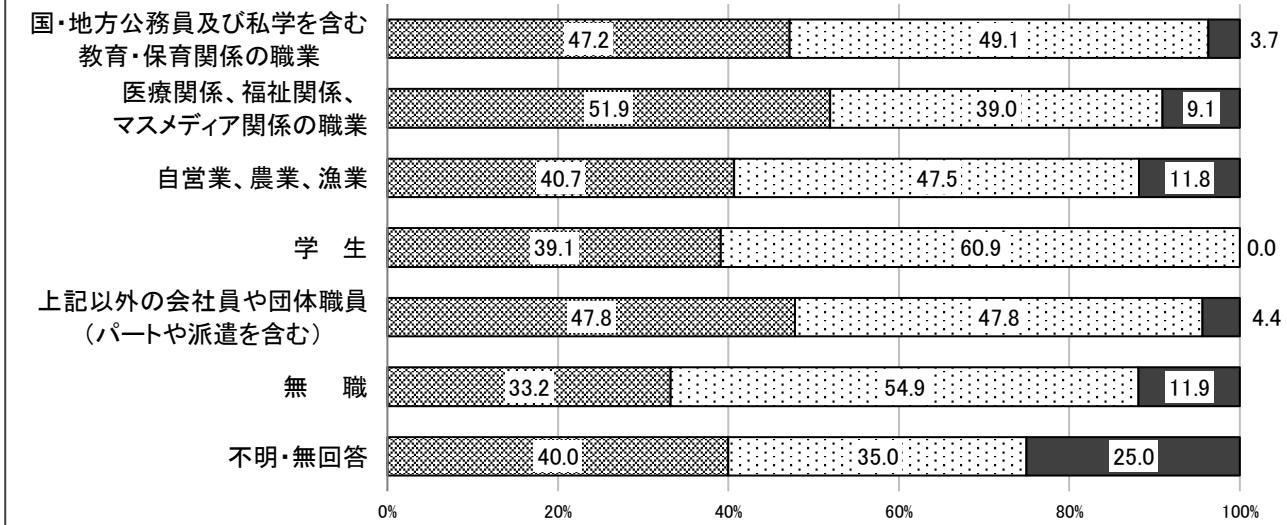
### 3) 職業別特徴

上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問4	回答数	人権を侵害された経験の有無		
		がさ人 あれ権 るたを こ侵 と害	はさ人 なれ権 いたを こ侵 と害	無不 回明 答・
全 体	790	325	395	70
	100.0	41.1	50.0	8.9
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	25	2
		100.0	47.2	3.7
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	40	7
		100.0	51.9	9.1
	自営業、農業、漁業 (n=59)	59	24	7
		100.0	40.7	11.8
	学 生	23	9	0
		100.0	39.1	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	110	10
		100.0	47.8	4.4
	無 職(n=328)	328	109	39
		100.0	33.2	11.9
	不明・無回答	20	8	5
		100.0	40.0	25.0

図4-1-4 人権を侵害された経験の有無(職業別)

■ 人権を侵害されたことがある □ 人権を侵害されたことはない ■ 不明・無回答



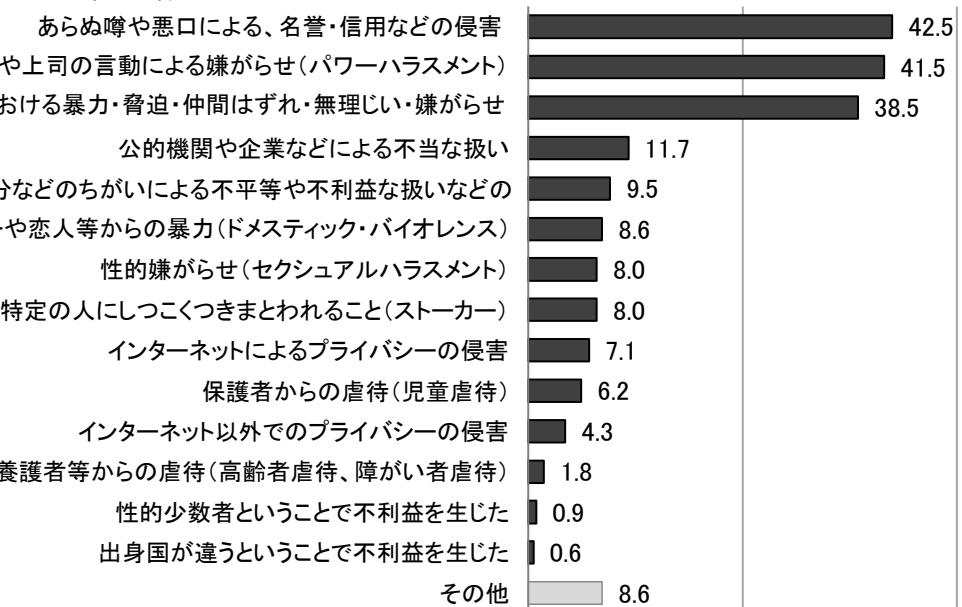
「人権を侵害された経験がある」を高い順に示すと、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」51.9%、次いで「上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)」47.8%、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」47.2%になっている。

## 問4-2 人権を侵害された内容

### 1) 全体及び性別特徴

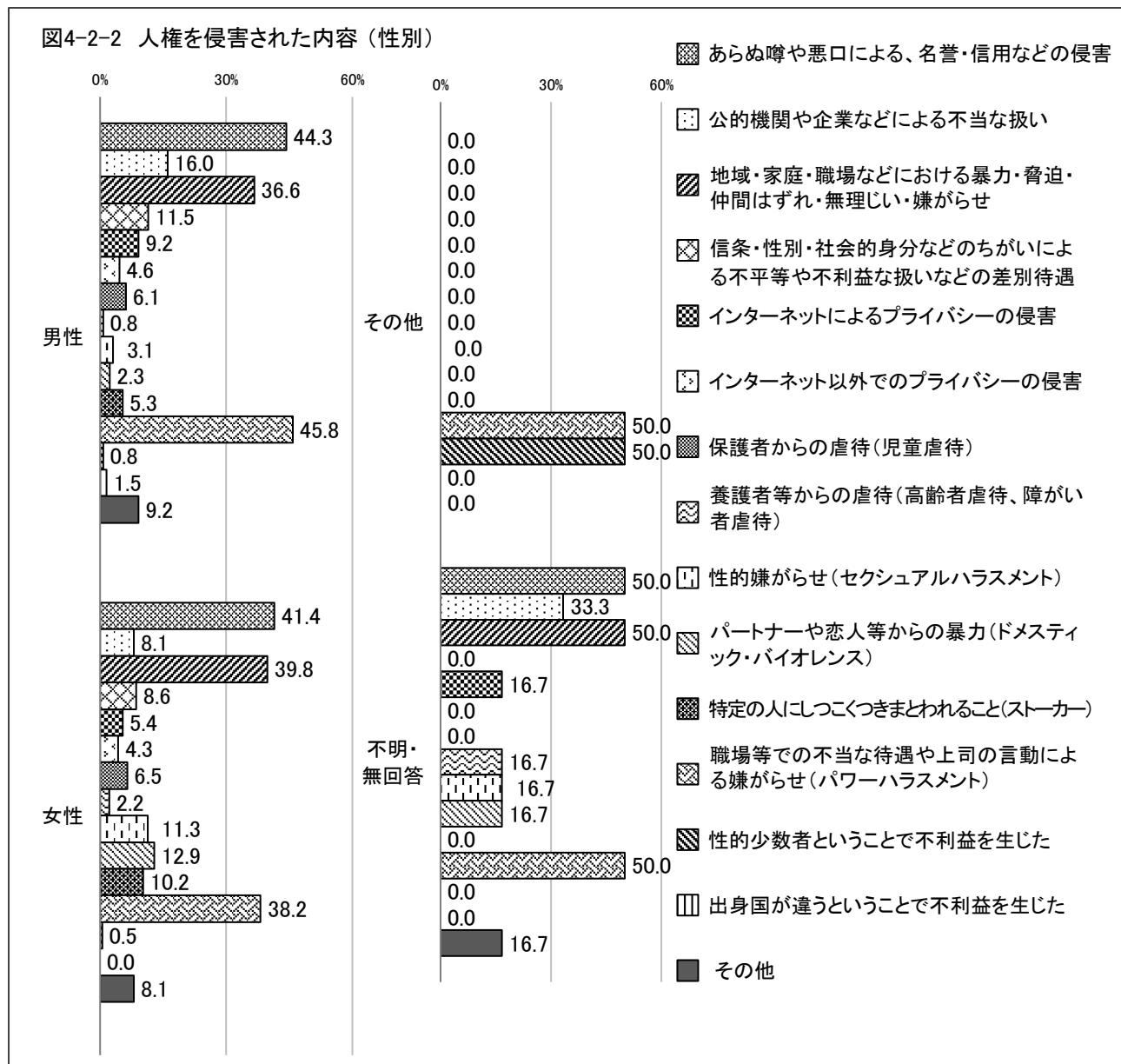
問4		人権を侵害された内容							
		回答数	あらぬ噂や悪口による、名譽・信用などの侵害	公的機関や企業などによる不当な扱い	はお地せずけられる・暴力家庭無力家庭無理・じい・脅迫場などに嫌仲などが間に	な不平等の信条・性差別による不利益・社会的身分	プライバシーの侵害	インターネットによるプライバシーの侵害	のインターネット以外でのプライバシーの侵害
全 体		325	138	38	125	31	23	14	20
		100.0	42.5	11.7	38.5	9.5	7.1	4.3	6.2
性別	男性	131	58	21	48	15	12	6	8
		100.0	44.3	16.0	36.6	11.5	9.2	4.6	6.1
	女性	186	77	15	74	16	10	8	12
		100.0	41.4	8.1	39.8	8.6	5.4	4.3	6.5
その他		2	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不明・無回答		6	3	2	3	0	1	0	0
		100.0	50.0	33.3	50.0	0.0	16.7	0.0	0.0
問4		虐待(高齢者等からの虐待、障がい者)	性的嫌がらせ(セクシュアルハラスメント)	公的機関や企業などによる不当な扱い(パートナーや恋人等からの暴力)	信条・性別・社会的身分などのちがいによる不平等や不利益な扱いなどの差別待遇(パートナーや恋人等からの暴力)	職場等での不當な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)	はお地せずけられる・暴力家庭無力家庭無理・じい・脅迫場などに嫌仲などが間に	な不平等の信条・性差別による不利益・社会的身分(ストーカー)	のインターネットによるプライバシーの侵害(マント(パートナーや恋人等からの暴力)
全 体		6	26	28	26	135	3	2	28
		1.8	8.0	8.6	8.0	41.5	0.9	0.6	8.6
性別	男性	1	4	3	7	60	1	2	12
		0.8	3.1	2.3	5.3	45.8	0.8	1.5	9.2
	女性	4	21	24	19	71	1	0	15
		2.2	11.3	12.9	10.2	38.2	0.5	0.0	8.1
その他		0	0	0	0	50.0	50.0	0.0	0.0
		0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
不明・無回答		1	1	1	0	3	0	0	1
		16.7	16.7	16.7	0.0	50.0	0.0	0.0	16.7

図4-2-1 人権を侵害された内容(全体)



上位の「あらぬ噂や悪口による、名譽・信用などの侵害」、「職場等でのパワーハラスメント」、「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理強い・嫌がらせ」が、約4割で他と比べて高い。

図4-2-2 人権を侵害された内容（性別）



男女とも、「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」、「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理強い・嫌がらせ」、「職場におけるパワーハラスメント等による人権侵害」が高い。特に、「職場におけるパワーハラスメント等による人権侵害」では、男性 45.8%、女性 38.2%で、男性が 7.6 ポイント高い。

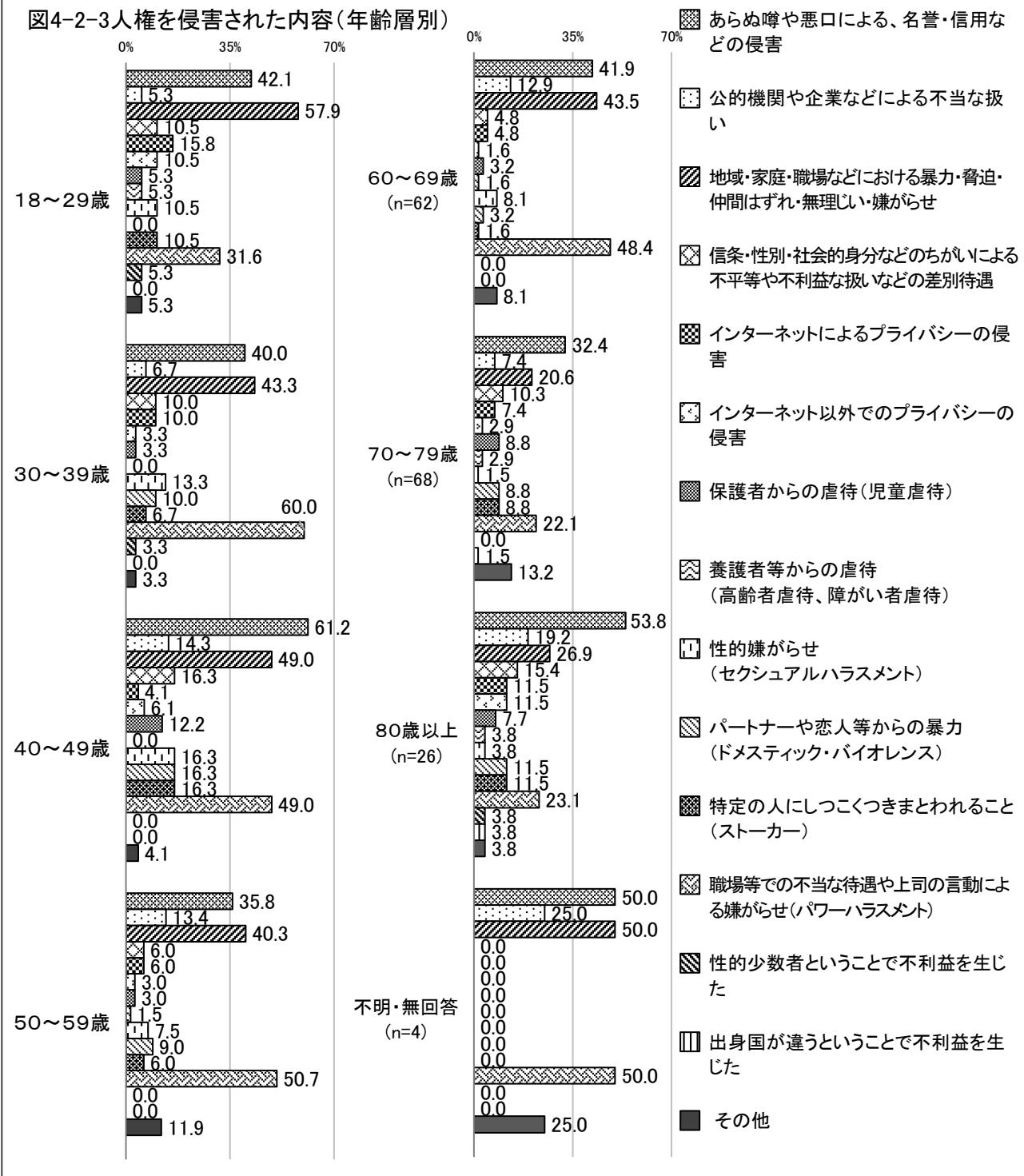
また、女性の人権侵害の経験の特徴として、「性的嫌がらせ(セクシャルハラスメント)」11.3%、「パートナーや恋人等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)」12.9%、「特定の人につこく付きまとわれる(ストーカー)」10.2%があり、男性に比べて高い割合を示している。

## 2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問4		人権を侵害された内容								（児童虐待）からの虐待	
		回答数	名あらぬ信用や悪口による侵害による、	公的機関などに不当な扱い企業などに	はさせられる・無力家庭理・・じ脅迫場嫌仲などが間に	お地域の等の・差やち性別不が別待利い・遇益に社会的なよ社会扱る的身分	な不など平条の等の・差やち性別不が別待利い・遇益に社会的なよ社会扱る的身分	プランバーネットの侵害による	のインバーネットの侵害による		
全 体		325	138	38	125	31	23	14	20		
		100.0	42.5	11.7	38.5	9.5	7.1	4.3	6.2		
年齢	18~29歳	19	8	1	11	2	3	2	1		
		100.0	42.1	5.3	57.9	10.5	15.8	10.5	5.3		
	30~39歳	30	12	2	13	3	3	1	1		
		100.0	40.0	6.7	43.3	10.0	10.0	3.3	3.3		
	40~49歳	49	30	7	24	8	2	3	6		
		100.0	61.2	14.3	49.0	16.3	4.1	6.1	12.2		
	50~59歳	67	24	9	27	4	4	2	2		
		100.0	35.8	13.4	40.3	6.0	6.0	3.0	3.0		
	60~69歳	62	26	8	27	3	3	1	2		
		100.0	41.9	12.9	43.5	4.8	4.8	1.6	3.2		
年齢	70~79歳	68	22	5	14	7	5	2	6		
		100.0	32.4	7.4	20.6	10.3	7.4	2.9	8.8		
	80歳以上	26	14	5	7	4	3	3	2		
		100.0	53.8	19.2	26.9	15.4	11.5	11.5	7.7		
	不明・無回答	4	2	1	2	0	0	0	0		
		100.0	50.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
問4		虐待（高齢者等からの虐待、障がい者）	（養護者等からの虐待、障がい者）	（性的嫌がられ、アルハラス）	ステイクシング（セクシート）	からパートナー（セクク・バイオレン）	特定の人に対する暴力（セクク・バイオレン）	（ストーカー）	職場等での不當な待遇（セクク・バイオレン）	性的少數者（セクク・バイオレン）	出身国が違うと感じたこと
全 体		6	26	28	26	135	3	2	28	その他	
		1.8	8.0	8.6	8.0	41.5	0.9	0.6	8.6		
年齢	18~29歳	1	2	0	2	6	1	0	1		
		5.3	10.5	0.0	10.5	31.6	5.3	0.0	5.3		
	30~39歳	0	4	3	2	18	1	0	1		
		0.0	13.3	10.0	6.7	60.0	3.3	0.0	3.3		
	40~49歳	0	8	8	8	24	0	0	2		
		0.0	16.3	16.3	16.3	49.0	0.0	0.0	4.1		
	50~59歳	1	5	6	4	34	0	0	8		
		1.5	7.5	9.0	6.0	50.7	0.0	0.0	11.9		
	60~69歳	1	5	2	1	30	0	0	5		
		1.6	8.1	3.2	1.6	48.4	0.0	0.0	8.1		
年齢	70~79歳	2	1	6	6	15	0	1	9		
		2.9	1.5	8.8	8.8	22.1	0.0	1.5	13.2		
	80歳以上	1	1	3	3	6	1	1	1		
不明・無回答		3.8	3.8	11.5	11.5	23.1	3.8	3.8	3.8		
		0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	25.0		

図4-2-3人権を侵害された内容(年齢層別)



回答率の高低に幾分かの差はあっても、どの年齢層においても極めて高いのは、「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」、「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理強い・嫌がらせ」、「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」の3項目である。

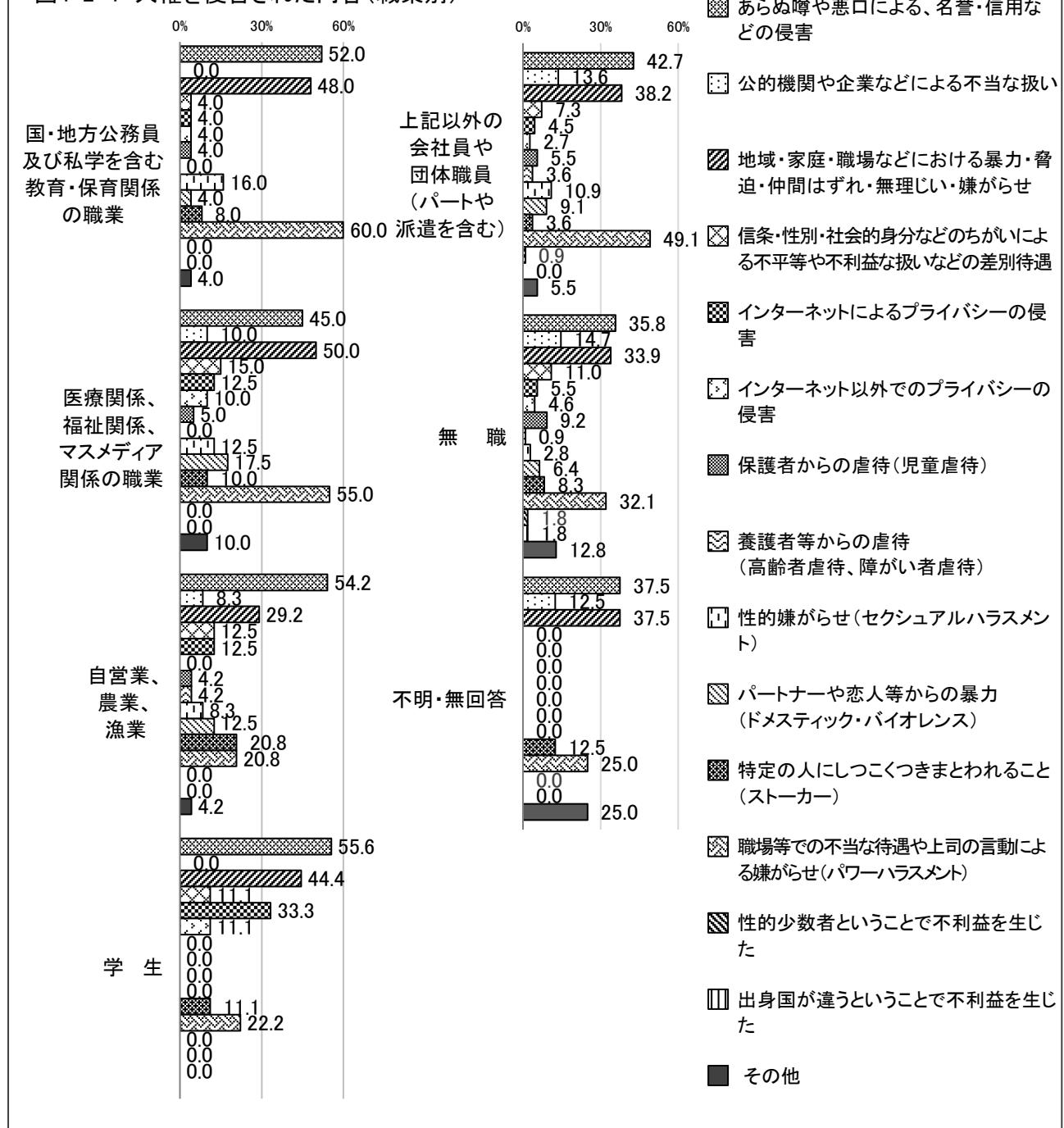
特に、「30~39歳」で最も高かったのは、「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」60.0%で、約3人に2人がパワーハラスメントを経験していることになる。

### 3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問4		人権を侵害された内容									保護者からの虐待 (児童虐待)
		回答数	あらぬ噂や悪口による、 名譽・信用などの侵害による、 公的機関や企業などに よる不当な扱いなどに	無暴力地域 じい・脅迫家庭 嫌・仲間はずれなどに が・職場はな れる・お ける	性別・ 差別による社会的 待遇等による不平等 や身分不利益などの ちがいなどに	性別・ 差別による社会的 待遇等による不平等 や身分不利益などの ちがいなどに	暴力地域 じい・脅迫家庭 嫌・仲間はずれなどに が・職場はな れる・お ける	性別・ 差別による社会的 待遇等による不平等 や身分不利益などの ちがいなどに	暴力地域 じい・脅迫家庭 嫌・仲間はずれなどに が・職場はな れる・お ける	暴力地域 じい・脅迫家庭 嫌・仲間はずれなどに が・職場はな れる・お ける	
全 体		325	138	38	125	31	23	14	20		
		100.0	42.5	11.7	38.5	9.5	7.1	4.3	6.2		
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	25	13	0	12	1	1	1	1		
		100.0	52.0	0.0	48.0	4.0	4.0	4.0	4.0		
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	40	18	4	20	6	5	4	2		
		100.0	45.0	10.0	50.0	15.0	12.5	10.0	5.0		
	自営業、農業、漁業	24	13	2	7	3	3	0	1		
		100.0	54.2	8.3	29.2	12.5	12.5	0.0	4.2		
	学 生	9	5	0	4	1	3	1	0		
		100.0	55.6	0.0	44.4	11.1	33.3	11.1	0.0		
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	110	47	15	42	8	5	3	6		
		100.0	42.7	13.6	38.2	7.3	4.5	2.7	5.5		
業	無 職	109	39	16	37	12	6	5	10		
		100.0	35.8	14.7	33.9	11.0	5.5	4.6	9.2		
	不明・無回答	8	3	1	3	0	0	0	0		
		100.0	37.5	12.5	37.5	0.0	0.0	0.0	0.0		
問4		(高齢者虐待、障がい者虐待)	(性的嫌がらせ セクシユアルハラスメント)	(パートナーや恋人等からの暴力 ドメスティック・バイオレンス)	特定の人にしつこくつきまとわ れる(ストーカー)	ハラスメントによる嫌がらせ 職場等での不當な待遇(パワーハラスメント)	性的少数者といふことでの不利益 を生じた	出身国が違うことでの不利益 を生じた	不利益を生じた	その他	
全 体		6	26	28	26	135	3	2	28		
		1.8	8.0	8.6	8.0	41.5	0.9	0.6	8.6		
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	0	4	1	2	15	0	0	1		
		0.0	16.0	4.0	8.0	60.0	0.0	0.0	4.0		
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	0	5	7	4	22	0	0	4		
		0.0	12.5	17.5	10.0	55.0	0.0	0.0	10.0		
	自営業、農業、漁業	1	2	3	5	5	0	0	1		
		4.2	8.3	12.5	20.8	20.8	0.0	0.0	4.2		
	学 生	0	0	0	1	2	0	0	0		
		0.0	0.0	0.0	11.1	22.2	0.0	0.0	0.0		
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	4	12	10	4	54	1	0	6		
		3.6	10.9	9.1	3.6	49.1	0.9	0.0	5.5		
業	無 職	1	3	7	9	35	2	2	14		
		0.9	2.8	6.4	8.3	32.1	1.8	1.8	12.8		
	不明・無回答	0	0	0	1	2	0	0	2		

図4-2-4 人権を侵害された内容(職業別)



回答率の高低に幾分かの差はあっても、どの職業においても極めて高いのは、「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」、「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理強い・嫌がらせ」、「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」の3項目である。

## 問5 人権侵害を受けたときの対処の仕方

人権を侵害された時、どう対処しましたか。また、今までに人権を侵害されたことはないが、もし、人権を侵害されたとしたら、どう対処しますか。(該当するすべてに○)

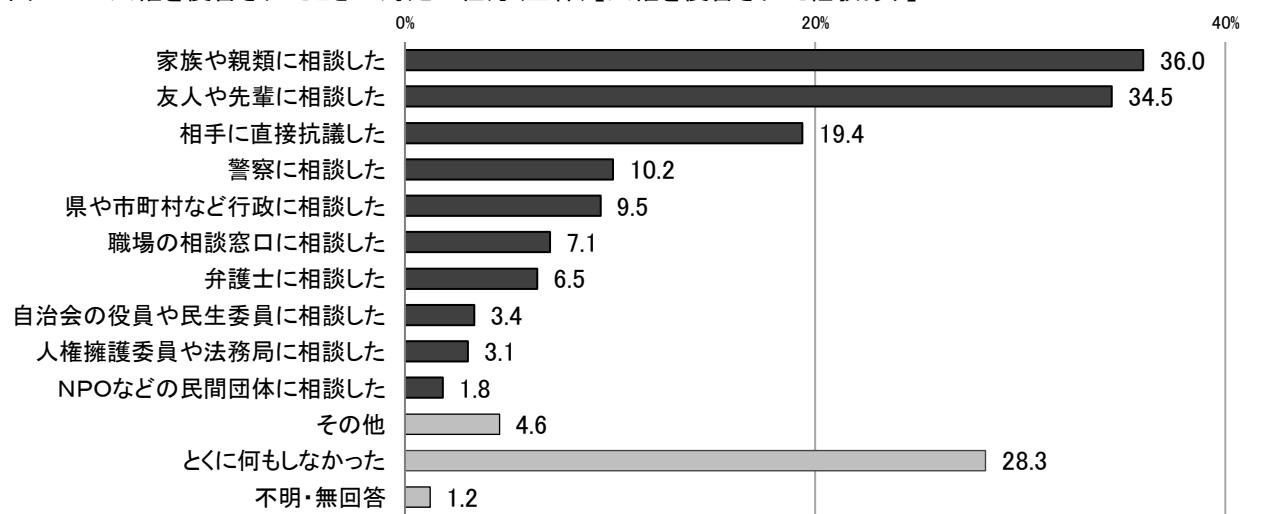
### 問5-1 人権を侵害されたとき、どう対処したか

#### 1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

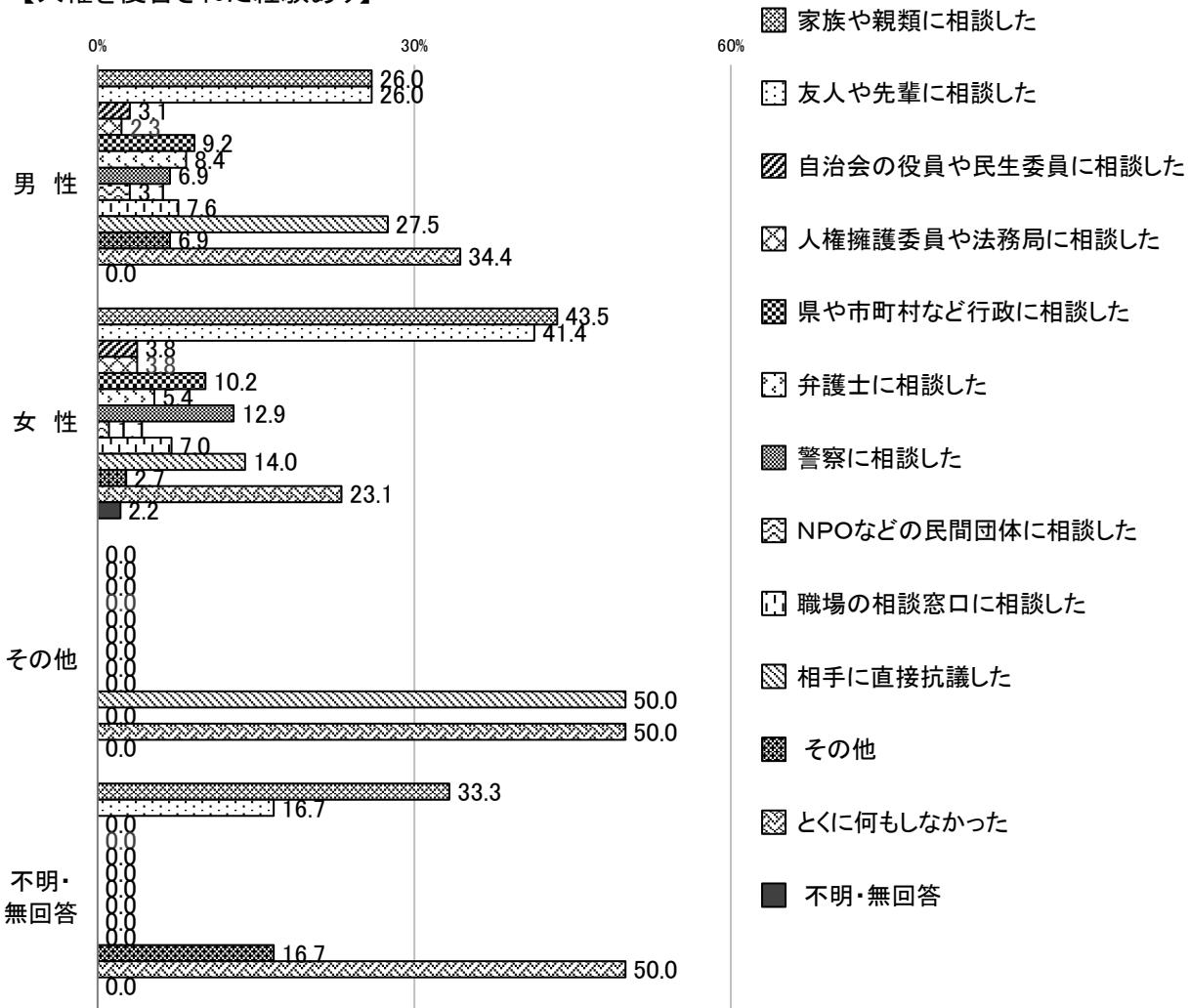
問5		人権侵害を受けたときの対処の仕方(人権を侵害された経験あり)													
		回答数	～家族や親類に相談した	～友人や先輩に相談した	員会の役員や民生委員に相談した	自治会の役員や民生委員に相談した	人権擁護委員や法務局に相談した	相談やした市町村など行政に相談した	弁護士に相談した	～警察に相談した	にNPOなどの民間団体に相談した	した職場の相談窓口に相談した	～相手に直接抗議した	その他	～とくに何もしなかった
全 体		325	117	112	11	10	31	21	33	6	23	63	15	92	4
		100.0	36.0	34.5	3.4	3.1	9.5	6.5	10.2	1.8	7.1	19.4	4.6	28.3	1.2
性別	男性	131	34	34	4	3	12	11	9	4	10	36	9	45	0
		100.0	26.0	26.0	3.1	2.3	9.2	8.4	6.9	3.1	7.6	27.5	6.9	34.4	0.0
	女性	186	81	77	7	7	19	10	24	2	13	26	5	43	4
		100.0	43.5	41.4	3.8	3.8	10.2	5.4	12.9	1.1	7.0	14.0	2.7	23.1	2.2
その他	その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
不明・無回答	不明・無回答	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0
		100.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	50.0	0.0	0.0

図5-1-1 人権を侵害されたときの対処の仕方(全体)【人権を侵害された経験あり】



「家族や親類に相談した」36.0%が最も高く、次いで「友人や先輩に相談した」34.5%、「とくに何もしなかった」28.3%であり、人権侵害に対して解消のための具体的な対応ができていない様子がうかがえる。

図5-1-2 人権を侵害されたときの対処の仕方(性別)  
【人権を侵害された経験あり】



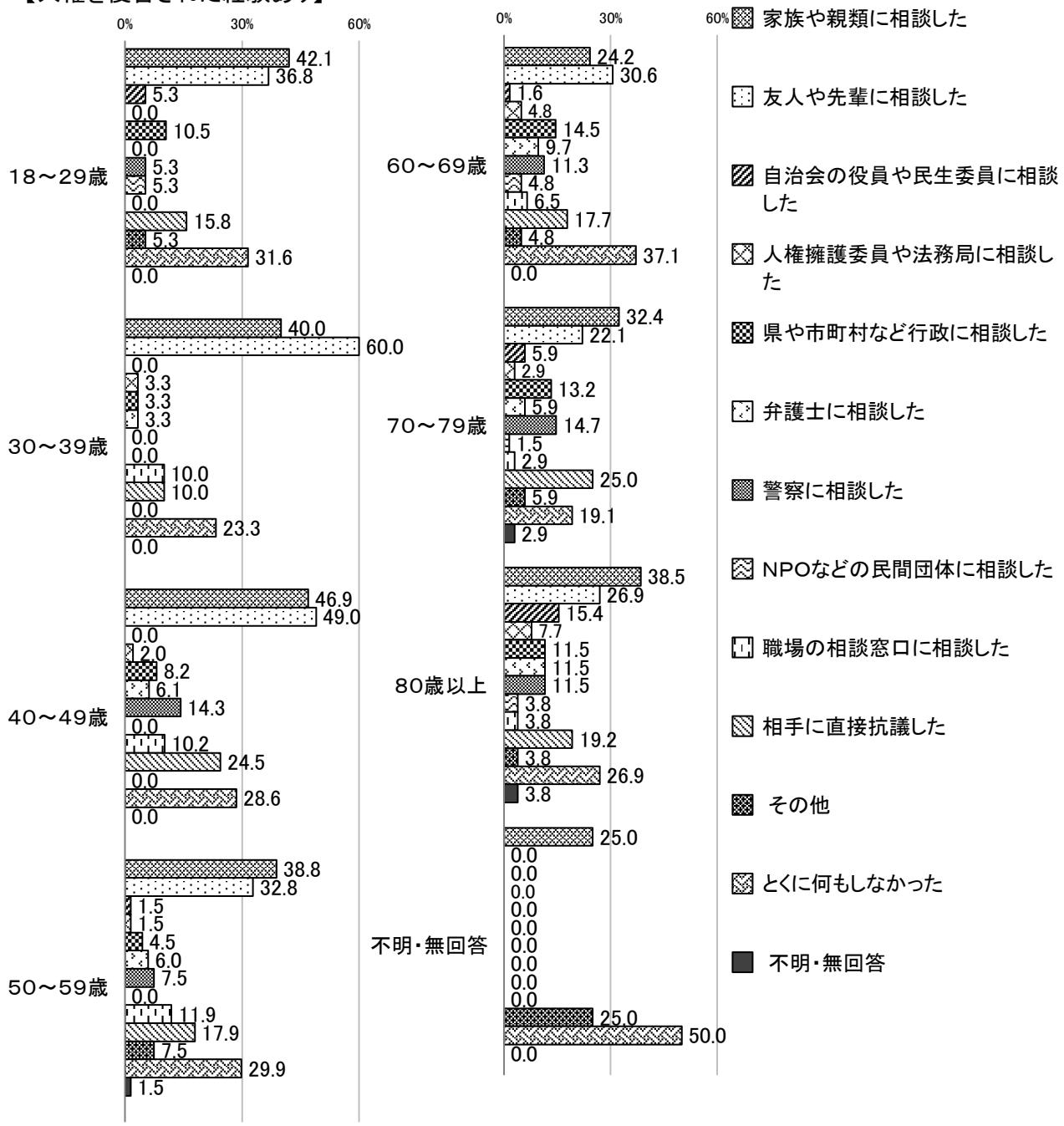
女性は「家族や親類に相談した」43.5%、「友人や先輩に相談した」41.4%、男性は「相手に直接抗議した」27.5%、「とくに何もしなかった」34.4%が高くなっている、対処の仕方の違いが鮮明である。

## 2) 年齢層別特徴

問5		人権侵害を受けたときの対処の仕方(人権を侵害された経験あり)						
		回答数	相談族 したや た親類 に	相友 談人 しや た先 輩に	し民自 た生治 委員の に役 相員 談や	し法人 た務權 局擁 に護 相委 談員 や	行県 政や に市 相町 談村 しなど	弁護士 に相 談
全 体		325	117	112	11	10	31	21
		100.0	36.0	34.5	3.4	3.1	9.5	6.5
年 齢	18~29歳	19	8	7	1	0	2	0
		100.0	42.1	36.8	5.3	0.0	10.5	0.0
	30~39歳	30	12	18	0	1	1	1
		100.0	40.0	60.0	0.0	3.3	3.3	3.3
	40~49歳	49	23	24	0	1	4	3
		100.0	46.9	49.0	0.0	2.0	8.2	6.1
	50~59歳	67	26	22	1	1	3	4
		100.0	38.8	32.8	1.5	1.5	4.5	6.0
	60~69歳	62	15	19	1	3	9	6
		100.0	24.2	30.6	1.6	4.8	14.5	9.7
	70~79歳	68	22	15	4	2	9	4
		100.0	32.4	22.1	5.9	2.9	13.2	5.9
	80歳以上	26	10	7	4	2	3	3
		100.0	38.5	26.9	15.4	7.7	11.5	11.5
	不明・ 無回答	4	1	0	0	0	0	0
		100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
問5		警察 に 相 談 し た	し民N た間P 団O 体な にど 相の 談	に職 相場 談の し相 た談 窓 口	し相 た手 に 直 接 抗 議	そ の 他	か と つ く た に 何 も し な	不 明 ・ 無 回 答
全 体		33	6	23	63	15	92	4
		10.2	1.8	7.1	19.4	4.6	28.3	1.2
年 齢	18~29歳	1 5.3	1 5.3	0 0.0	3 15.8	1 5.3	6 31.6	0 0.0
	30~39歳	0 0.0	0 0.0	3 10.0	3 10.0	0 0.0	7 23.3	0 0.0
	40~49歳	7 14.3	0 0.0	5 10.2	12 24.5	0 0.0	14 28.6	0 0.0
	50~59歳	5 7.5	0 0.0	8 11.9	12 17.9	5 7.5	20 29.9	1 1.5
	60~69歳	7 11.3	3 4.8	4 6.5	11 17.7	3 4.8	23 37.1	0 0.0
	70~79歳	10 14.7	1 1.5	2 2.9	17 25.0	4 5.9	13 19.1	2 2.9
	80歳以上	3 11.5	1 3.8	1 3.8	5 19.2	1 3.8	7 26.9	1 3.8
	不明・ 無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0

図5-1-3 人権を侵害されたときの対処の仕方(年齢層別)

【人権を侵害された経験あり】



「30~39歳」の「友人や先輩に相談した」60.0%が突出しているが、人権侵害への対処については、数値的にどの年齢層においても特段の差異はない。

### 3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問5		人権侵害を受けたときの対処の仕方(人権を侵害された経験あり)						
		回答数	相談した親類に	相友人や先輩に	し民自治委員の役員に相談や	し法務局に相談や	行政や市相町村談しなど	し弁護士に相談
全 体		325	117	112	11	10	31	21
		100.0	36.0	34.5	3.4	3.1	9.5	6.5
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	25	7	13	0	0	1	1
		100.0	28.0	52.0	0.0	0.0	4.0	4.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	40	24	23	0	2	5	3
		100.0	60.0	57.5	0.0	5.0	12.5	7.5
	自営業、農業、漁業	24	10	6	1	0	1	3
		100.0	41.7	25.0	4.2	0.0	4.2	12.5
	学 生	9	4	4	1	0	1	0
		100.0	44.4	44.4	11.1	0.0	11.1	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	110	34	42	1	2	8	7
		100.0	30.9	38.2	0.9	1.8	7.3	6.4
業	無 職	109	37	24	8	6	15	7
		100.0	33.9	22.0	7.3	5.5	13.8	6.4
	不明・無回答	8	1	0	0	0	0	0
		100.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
問5	警察に相談した	し民N た間P 団O 体な にど 相の 談	に職 相場 談の し相 た談 窓口	し相 た手 に直 接抗 議	そ の 他	か と つ く た に 何 も し な	不 明 ・ 無 回答	
	全 体	33	6	23	63	15	92	4
		10.2	1.8	7.1	19.4	4.6	28.3	1.2
	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	3	1	3	6	2	5	0
		12.0	4.0	12.0	24.0	8.0	20.0	0.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	5	0	3	6	1	6	0
		12.5	0.0	7.5	15.0	2.5	15.0	0.0
	自営業、農業、漁業	2	0	1	5	0	6	2
		8.3	0.0	4.2	20.8	0.0	25.0	8.3
	学 生	1	0	0	1	1	3	0
業		11.1	0.0	0.0	11.1	11.1	33.3	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	7	2	10	21	5	40	0
		6.4	1.8	9.1	19.1	4.5	36.4	0.0
	無 職	14	3	6	24	4	28	2
		12.8	2.8	5.5	22.0	3.7	25.7	1.8
	不明・無回答	1	0	0	0	2	4	0
		12.5	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0

職業による人権侵害への対処について、「家族や親類に相談した」、「友人や先輩に相談した」、「とにかく何もしなかった」が主たる対応の仕方で、数値的にはどの職業においても特段の差異はない。

## 問5-2 人権を侵害されたとしたら、どう対処するか

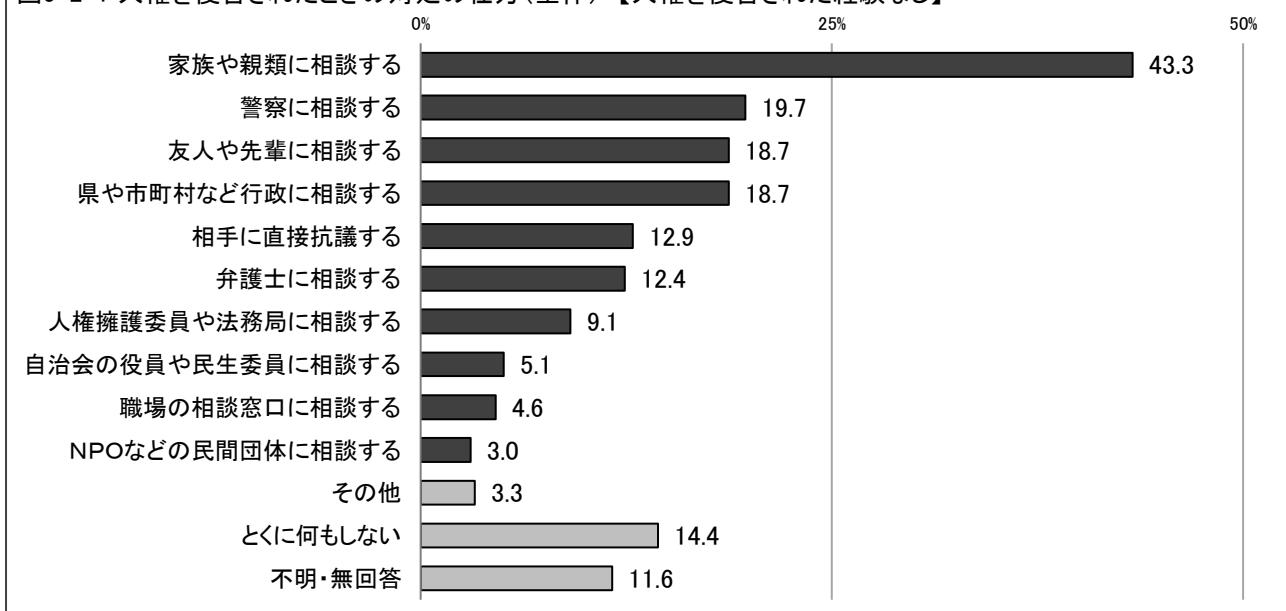
### 1) 全体及び性別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問5		人権侵害を受けたときの対処の仕方(人権を侵害された経験なし)													
		回答数	家族や親類に相談する	友人や先輩に相談する	員自治会の役員や民生委員に相談する	人権擁護委員や法務局に相談する	相談やする市町村など行政に	弁護士に相談する	警察に相談する	にNPOなどの民間団体に相談する	する職場の相談窓口に相談する	相手に直接抗議する	その他	とくに何もしない	不明・無回答
全 体		395	171	74	20	36	74	49	78	12	18	51	13	57	46
		100.0	43.3	18.7	5.1	9.1	18.7	12.4	19.7	3.0	4.6	12.9	3.3	14.4	11.6
性別	男性	193	60	29	12	21	40	29	41	7	9	27	7	39	16
		100.0	31.1	15.0	6.2	10.9	20.7	15.0	21.2	3.6	4.7	14.0	3.6	20.2	8.3
	女性	195	108	45	8	15	33	19	37	5	9	23	6	16	29
		100.0	55.4	23.1	4.1	7.7	16.9	9.7	19.0	2.6	4.6	11.8	3.1	8.2	14.9
その他	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不明・無回答		7	3	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	2	1
		100.0	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	28.6	14.3

男女ともに「家族や親類に相談する」が最も高く、女性は 55.4% (男性 31.1%) にもなる。男性では、「とくに何もしない」が、20.2% (女性 8.2%) ある。

図5-2-1 人権を侵害されたときの対処の仕方(全体)【人権を侵害された経験なし】



「家族や親類に相談する」43.3%が最も高く、次いで「警察に相談する」19.7%、「友人や先輩に相談する」・「県や市町村など行政に相談する」がともに 18.7% になっている。人権侵害を受けた時には、約 1 割でしかなかった公的機関への相談が、どう対処するかでは、約 2 割ある。

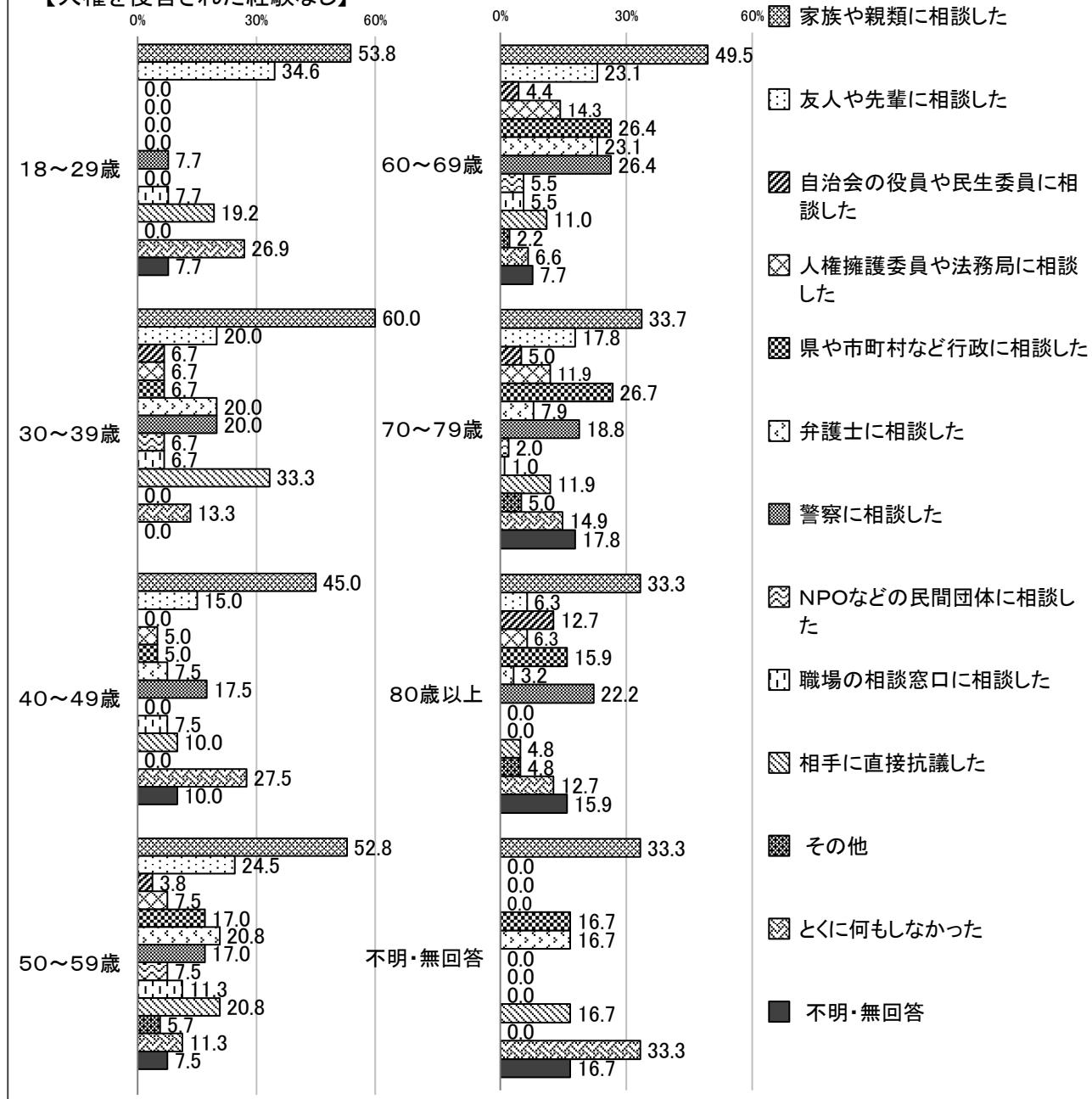
## 2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問5		人権侵害を受けたときの対処の仕方(人権を侵害された経験なし)						
		回答数	相談族 しや た親 類 に	相友 談人 しや た先 輩 に	し民自 治委 員の に役 相員 談や	し法人 務権 局擁 に護 相委 談員 や	行政や に市 相町 談村 しな たど	弁護士 に相 談
全 体		395	171	74	20	36	74	49
		100.0	43.3	18.7	5.1	9.1	18.7	12.4
年 齢	18~29歳	26	14	9	0	0	0	0
		100.0	53.8	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	30~39歳	15	9	3	1	1	1	3
		100.0	60.0	20.0	6.7	6.7	6.7	20.0
	40~49歳	40	18	6	0	2	2	3
		100.0	45.0	15.0	0.0	5.0	5.0	7.5
	50~59歳	53	28	13	2	4	9	11
		100.0	52.8	24.5	3.8	7.5	17.0	20.8
	60~69歳	91	45	21	4	13	24	21
		100.0	49.5	23.1	4.4	14.3	26.4	23.1
年 齢	70~79歳	101	34	18	5	12	27	8
		100.0	33.7	17.8	5.0	11.9	26.7	7.9
	80歳以上	63	21	4	8	4	10	2
		100.0	33.3	6.3	12.7	6.3	15.9	3.2
	不明・ 無回答	6	2	0	0	0	1	1
		100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7
問5		警察 に相 談 し た	し民N た間P 団O 体な にど 相の 談	に職 相場 談の し相 た談 窓口	し相 た手 に直 接抗 議	その 他	かと つく たに 何も しな	不 明 ・ 無 回答
全 体		78	12	18	51	13	57	46
		19.7	3.0	4.6	12.9	3.3	14.4	11.6
年 齢	18~29歳	2	0	2	5	0	7	2
		7.7	0.0	7.7	19.2	0.0	26.9	7.7
	30~39歳	3	1	1	5	0	2	0
		20.0	6.7	6.7	33.3	0.0	13.3	0.0
	40~49歳	7	0	3	4	0	11	4
		17.5	0.0	7.5	10.0	0.0	27.5	10.0
	50~59歳	9	4	6	11	3	6	4
		17.0	7.5	11.3	20.8	5.7	11.3	7.5
	60~69歳	24	5	5	10	2	6	7
		26.4	5.5	5.5	11.0	2.2	6.6	7.7
年 齢	70~79歳	19	2	1	12	5	15	18
		18.8	2.0	1.0	11.9	5.0	14.9	17.8
	80歳以上	14	0	0	3	3	8	10
		22.2	0.0	0.0	4.8	4.8	12.7	15.9
	不明・ 無回答	0	0	0	1	0	2	1
		0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	33.3	16.7

図5-2-3 人権を侵害されたときの対処の仕方(年齢層別)

【人権を侵害された経験なし】



「30~39歳」の「家族や親類に相談する」60.0%が最も高く、多くの年齢層において「家族や親類」、「友人や先輩」への相談が主で、公的機関では「警察」になっている。

### 3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問5	回答数	人権侵害を受けたときの対処の仕方(人権を侵害された経験なし)					
		相談した親類に	相談した友人や先輩に	し民自た生治委員の役相員談や	し法人た務権局擁に護相委員や	行政や市相町談村しななど	し弁護士に相談
全 体	395	171	74	20	36	74	49
	100.0	43.3	18.7	5.1	9.1	18.7	12.4
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	26	13	6	0	5	10
		100.0	50.0	23.1	0.0	19.2	38.5
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	30	20	10	0	3	5
		100.0	66.7	33.3	0.0	10.0	13.3
	自営業、農業、漁業	28	11	4	0	2	3
		100.0	39.3	14.3	0.0	7.1	10.7
	学 生	14	7	3	0	0	0
		100.0	50.0	21.4	0.0	0.0	0.0
職業	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	110	43	22	3	8	14
		100.0	39.1	20.0	2.7	7.3	12.7
	無 職	180	74	29	16	18	41
		100.0	41.1	16.1	8.9	10.0	22.8
	不明・無回答	7	3	0	1	0	1
		100.0	42.9	0.0	14.3	0.0	14.3
							28.6
	問5	警察に相談した	し民 N た間 P 団 O 体な にど 相の 談	に職 相場 談の し相 た談 窓 口	し相 た手 に直 接抗 議	そ の 他	かと つく たに 何も しな
全 体	78	12	18	51	13	57	46
	19.7	3.0	4.6	12.9	3.3	14.4	11.6
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	4	4	5	6	1	2
		15.4	15.4	19.2	23.1	3.8	7.7
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	8	0	3	3	0	3
		26.7	0.0	10.0	10.0	0.0	10.0
	自営業、農業、漁業	7	0	0	2	3	2
		25.0	0.0	0.0	7.1	10.7	7.1
	学 生	1	0	0	1	0	5
		7.1	0.0	0.0	7.1	0.0	35.7
職業	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	23	3	9	18	3	21
		20.9	2.7	8.2	16.4	2.7	19.1
	無 職	34	5	1	20	6	22
		18.9	2.8	0.6	11.1	3.3	12.2
	不明・無回答	1	0	0	1	0	2
		14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	14.3

「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」の、「家族や親類に相談する」66.7%が最も高くなっているが、どの職業においても「家族や親類」、「友人や先輩」への相談が主で、公的機関では「警察」になっている。数値的には、どの職業においても特段の差異はない。

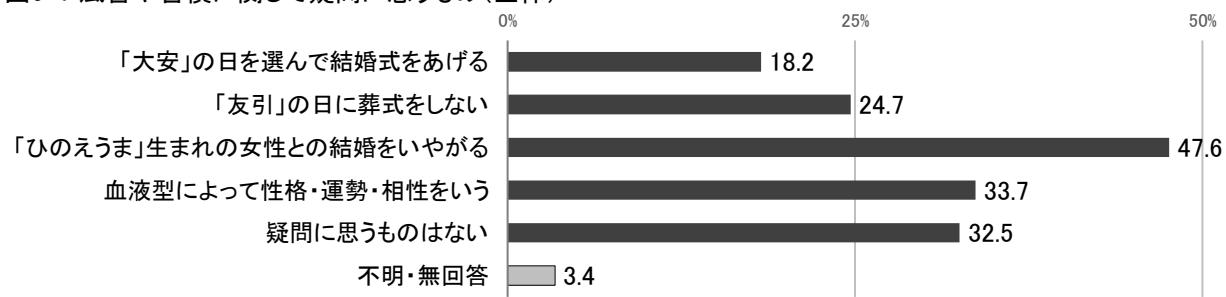
## 問6 風習や習慣に関して疑問に思うもの

次の風習や習慣のうち、疑問に思うものはどれですか。(該当するすべてに○)

### 1) 全体及び性別特徴

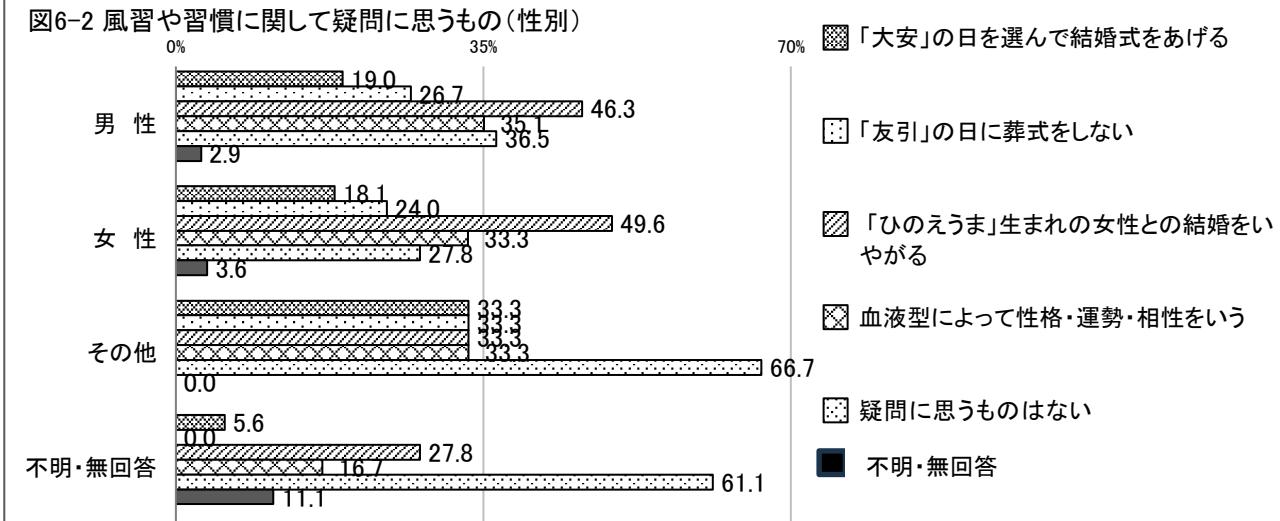
問6		風習や習慣に関して疑問に思うもの						
		回答数	あげるで「大安」の結婚式をあげる	葬式を「友引」の日にしない	「ひのえうま」生まれの女性との結婚をいやがる	相性血液を・型い運にう勢よつて	は疑問に思うもの	不明・無回答
全 体		790	144	195	376	266	257	27
性別	男 性	348	66	93	161	122	127	10
	女 性	421	76	101	209	140	117	15
	その他の	3	1	1	1	1	2	0
	不明・無回答	18	1	0	5	3	11	2
		100.0	5.6	0.0	27.8	16.7	61.1	11.1

図6-1 風習や習慣に関して疑問に思うもの(全体)



「ひのえうま生まれの女性との結婚をいやがる」47.6%が最も高く、「大安の日を選んで結婚式をあげる」18.2%が最も低い。

図6-2 風習や習慣に関して疑問に思うもの(性別)



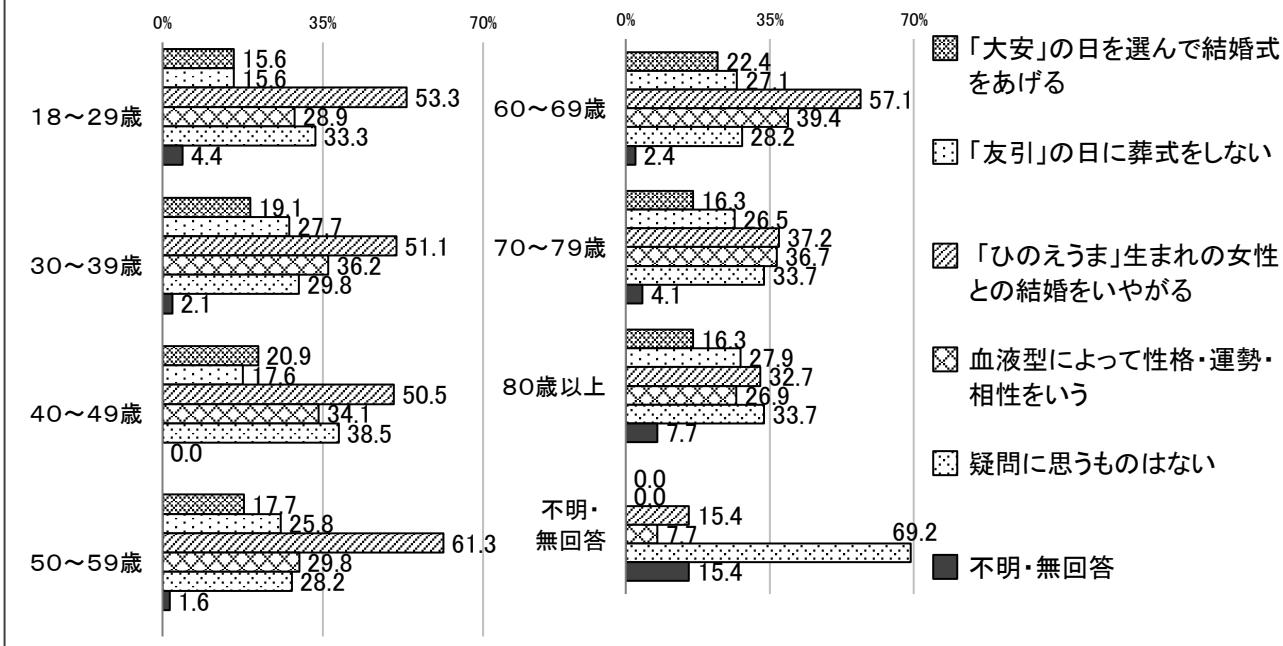
性別による特段の差異はない。

## 2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問6	回答数	風習や習慣に関して疑問に思うもの						
		選んで結婚式をあげる「大安」の日を	友引の日に葬式をしない	「ひのえうま」生まれの女性との結婚をいやがる	相性血液を・型い運にう勢よ・つて	は疑問に思うもの	不明・無回答	
全 体	790	144	195	376	266	257	27	
	100.0	18.2	24.7	47.6	33.7	32.5	3.4	
年齢	18~29歳	45	7	24	13	15	2	
		100.0	15.6	53.3	28.9	33.3	4.4	
	30~39歳	47	9	13	24	17	1	
		100.0	19.1	51.1	36.2	29.8	2.1	
	40~49歳	91	19	16	46	31	0	
		100.0	20.9	50.5	34.1	38.5	0.0	
	50~59歳	124	22	32	76	37	2	
		100.0	17.7	61.3	29.8	28.2	1.6	
	60~69歳	170	38	46	97	67	4	
		100.0	22.4	57.1	39.4	28.2	2.4	
	70~79歳	196	32	52	73	72	8	
		100.0	16.3	37.2	36.7	33.7	4.1	
	80歳以上	104	17	29	34	28	8	
		100.0	16.3	32.7	26.9	33.7	7.7	
	不明・無回答	13	0	0	2	1	2	
		100.0	0.0	0.0	15.4	7.7	69.2	
								15.4

図6-3 風習や習慣に関して疑問に思うもの(年齢層別)



「18~29歳」では、「大安の日を選んで結婚式をあげる」、「友引の日に葬式をしない」がともに15.6%で、どの年齢層よりも低い。また、18歳から69歳では「ひのえうま生まれの女性との結婚をいやがる」が5割から6割ある。

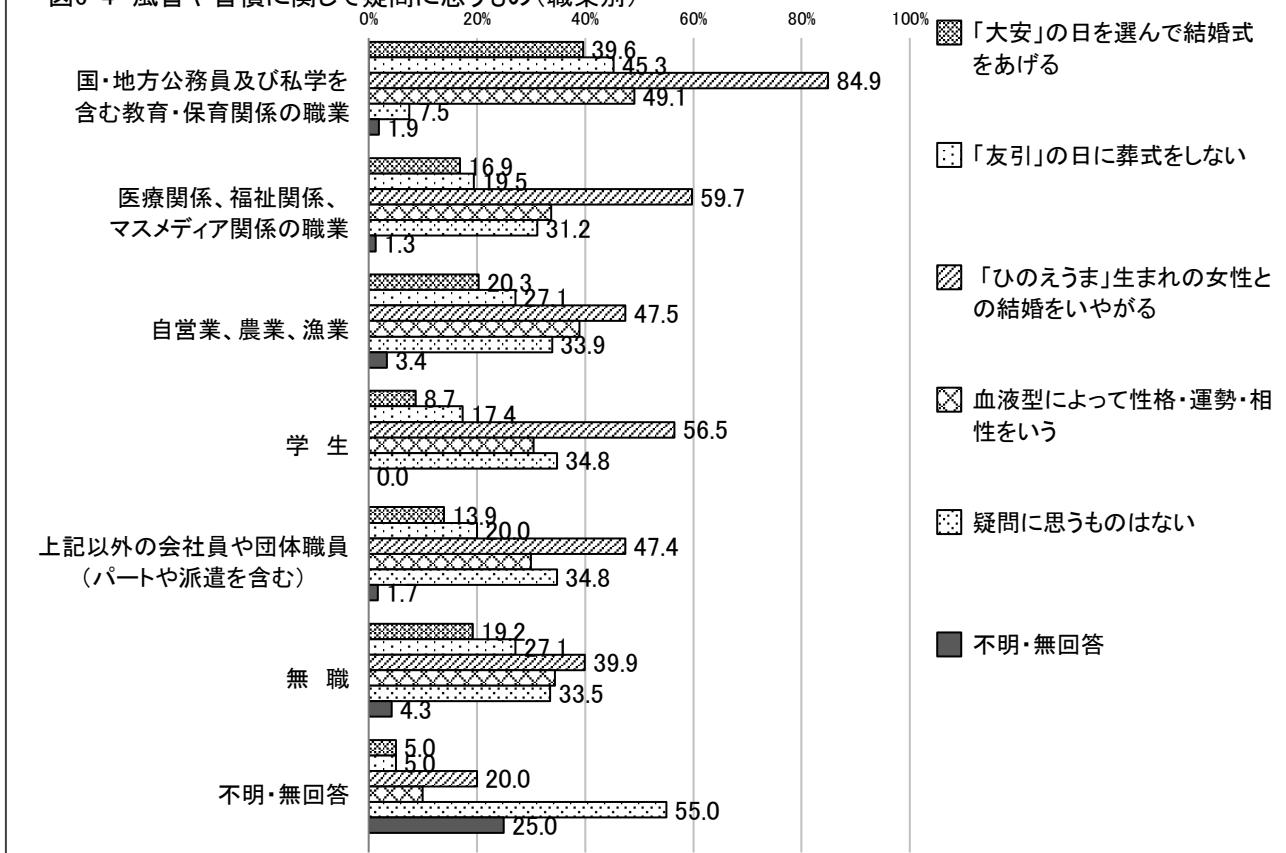
70歳から80歳以上の「ひのえうま」への疑問は、約3割から4割で他の項目と同程度である。

### 3) 職業別特徴

上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問6	回答数	風習や習慣に関して疑問に思うもの						
		あげる「大安」の日を選んで結婚式をあげる	「友引」の日に葬式をしない	「ひのえうま」生まれの女性との結婚をいやがる	相性血液を・型運にうつて	は疑ないに思うものの	不明・無回答	
全 体	790	144	195	376	266	257	27	
	100.0	18.2	24.7	47.6	33.7	32.5	3.4	
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	21	24	45	26	4	1
		100.0	39.6	45.3	84.9	49.1	7.5	1.9
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	13	15	46	26	24	1
		100.0	16.9	19.5	59.7	33.8	31.2	1.3
	自営業、農業、漁業	59	12	16	28	23	20	2
		100.0	20.3	27.1	47.5	39.0	33.9	3.4
	学 生	23	2	4	13	7	8	0
		100.0	8.7	17.4	56.5	30.4	34.8	0.0
	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	32	46	109	69	80	4
		100.0	13.9	20.0	47.4	30.0	34.8	1.7
	無 職	328	63	89	131	113	110	14
		100.0	19.2	27.1	39.9	34.5	33.5	4.3
	不明・無回答	20	1	1	4	2	11	5
		100.0	5.0	5.0	20.0	10.0	55.0	25.0

図6-4 風習や習慣に関して疑問に思うもの(職業別)



「学生」の、「大安の日を選んで結婚式をあげる」に疑問を感じた回答は 8.2%で、どの職業よりも低い。また、「疑問に思うものはない」とする回答も、「上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)」とならんで 34.8%と高い。

## 問7 人権関係法の認知度

人権に関するいろいろな法律について、どの程度知っていますか。  
それぞれ該当するもの1つに○)

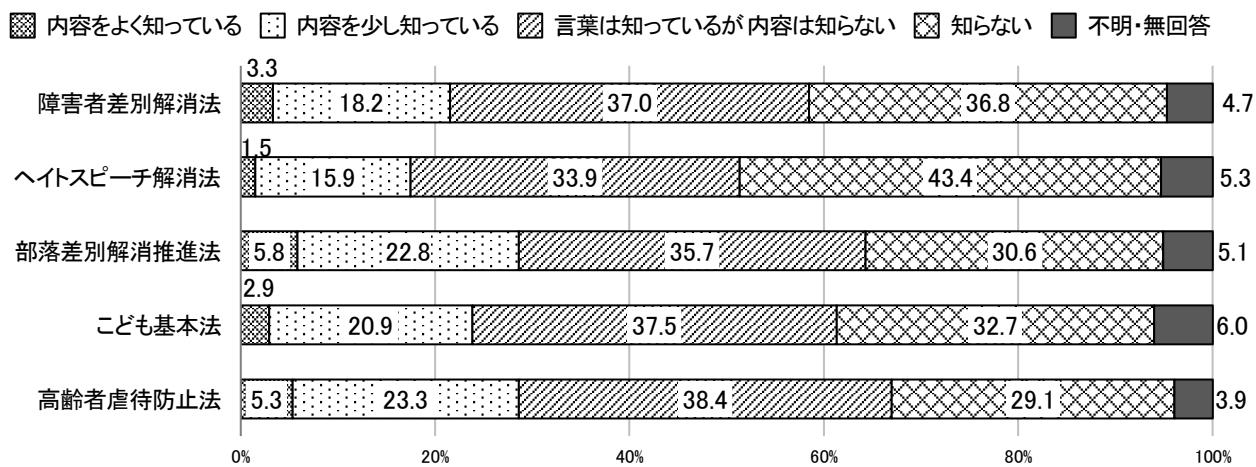
### 1) 全体の特徴

上段: 実数(人) 下段: 比率(%)

問7		人権関係法の認知度							
		回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はが知らな	知らな	不明・無回答	い内容を知つ	内容を知ら
全 体	障害者差別解消法	790	26	144	292	291	37	170	583
		100.0	3.3	18.2	37.0	36.8	4.7	21.5	73.8
	ヘイトスピーチ解消法	790	12	126	268	343	41	138	611
		100.0	1.5	15.9	33.9	43.4	5.3	17.4	77.3
	部落差別解消推進法	790	46	180	282	242	40	226	524
		100.0	5.8	22.8	35.7	30.6	5.1	28.6	66.3
	こども基本法	790	23	165	296	258	48	188	554
		100.0	2.9	20.9	37.5	32.7	6.0	23.8	70.2
	高齢者虐待防止法	790	42	184	303	230	31	226	533
		100.0	5.3	23.3	38.4	29.1	3.9	28.6	67.5

\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-1 人権関係法の認知度(全体)



「内容を知っている」の認知度が高いのは、「部落差別解消推進法」と「高齢者虐待防止法」でともに28.6%、次いで「子ども基本法」の23.8%である。

また、「内容を知らない」は、「ヘイトスピーチ解消推進法」77.3%、次いで「障害者差別解消法」73.8%となっている。

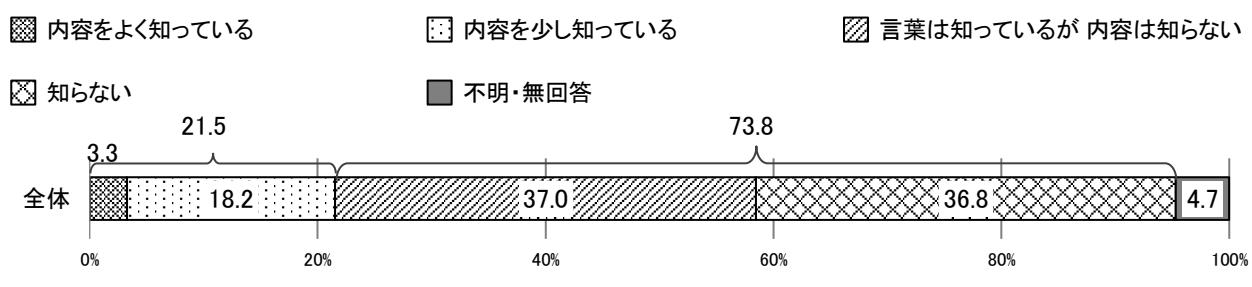
## 問7-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

### 1) 全体及び性別特徴

問7	人権関係法の認知度「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」							
	回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はがは知つてない	知らない	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らない
全 体	790	26	144	292	291	37	170	583
	100.0	3.3	18.2	37.0	36.8	4.7	21.5	73.8
性別	男性	348	11	75	128	126	8	86
		100.0	3.2	21.6	36.8	36.2	2.2	24.8
	女性	421	13	67	160	157	24	80
		100.0	3.1	15.9	38.0	37.3	5.7	19.0
その他	その他	3	1	0	2	0	0	1
		100.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3
不明・無回答	不明・無回答	18	1	2	2	8	5	3
		100.0	5.6	11.1	11.1	44.4	27.8	16.7

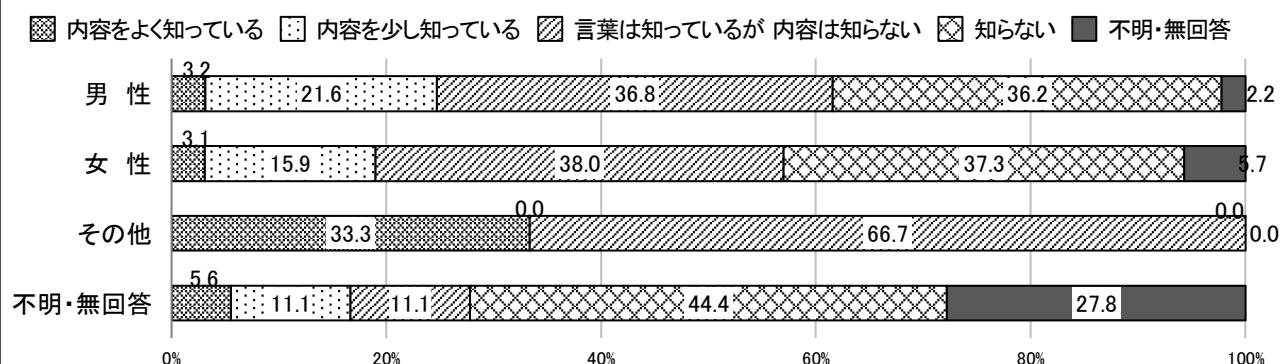
\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-1-1 人権関係法の認知度(全体)【障害者差別解消法】



「内容を知っている」は 21.5%、「内容を知らない」は 73.8% になっている。

図7-1-2 人権関係法の認知度(性別)【障害者差別解消法】



「内容を知っている」は、女性より男性が 5.8 ポイント高い。

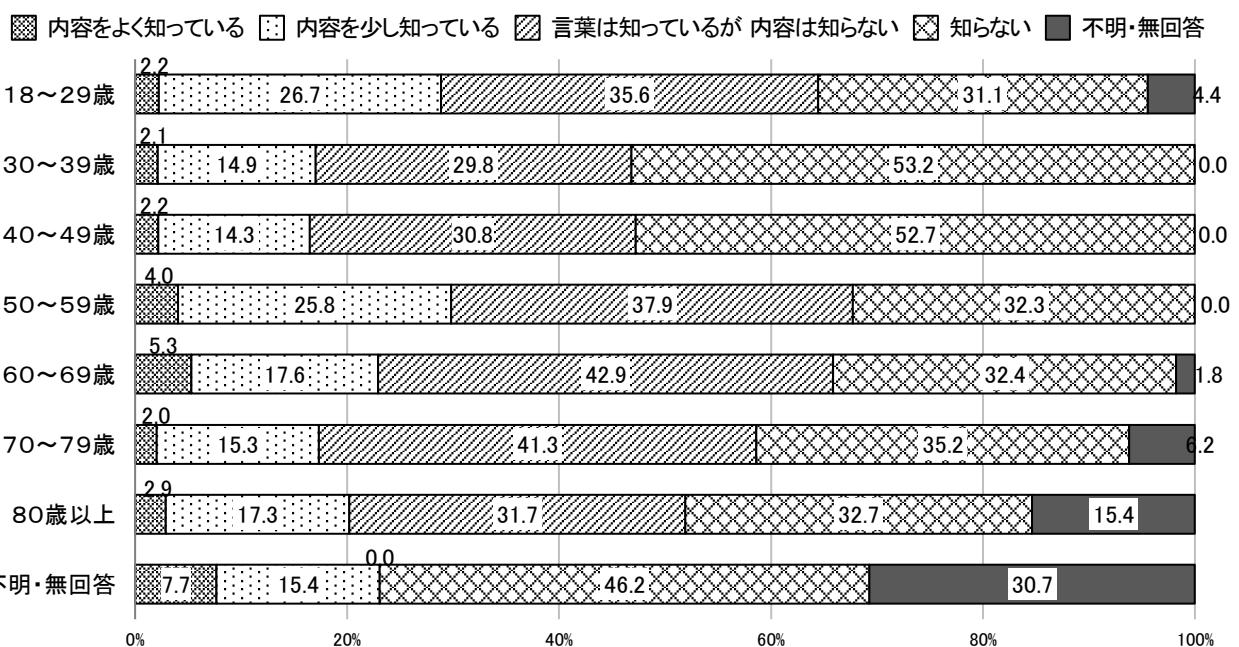
## 1) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7		人権関係法の認知度「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」							
		回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内容の言葉はがは知らない	知らない	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らない
全 体		790	26	144	292	291	37	170	583
		100.0	3.3	18.2	37.0	36.8	4.7	21.5	73.8
年齢	18~29歳	45	1	12	16	14	2	13	30
		100.0	2.2	26.7	35.6	31.1	4.4	28.9	66.7
	30~39歳	47	1	7	14	25	0	8	39
		100.0	2.1	14.9	29.8	53.2	0.0	17.0	83.0
	40~49歳	91	2	13	28	48	0	15	76
		100.0	2.2	14.3	30.8	52.7	0.0	16.5	83.5
	50~59歳	124	5	32	47	40	0	37	87
		100.0	4.0	25.8	37.9	32.3	0.0	29.8	70.2
	60~69歳	170	9	30	73	55	3	39	128
		100.0	5.3	17.6	42.9	32.4	1.8	22.9	75.3
年齢	70~79歳	196	4	30	81	69	12	34	150
		100.0	2.0	15.3	41.3	35.2	6.2	17.3	76.5
年齢	80歳以上	104	3	18	33	34	16	21	67
		100.0	2.9	17.3	31.7	32.7	15.4	20.2	64.4
不明・無回答		13	1	2	0	6	4	3	6
		100.0	7.7	15.4	0.0	46.2	30.7	23.1	46.2

\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-1-3 人権関係法の認知度(年齢層別)【障害者差別解消法】



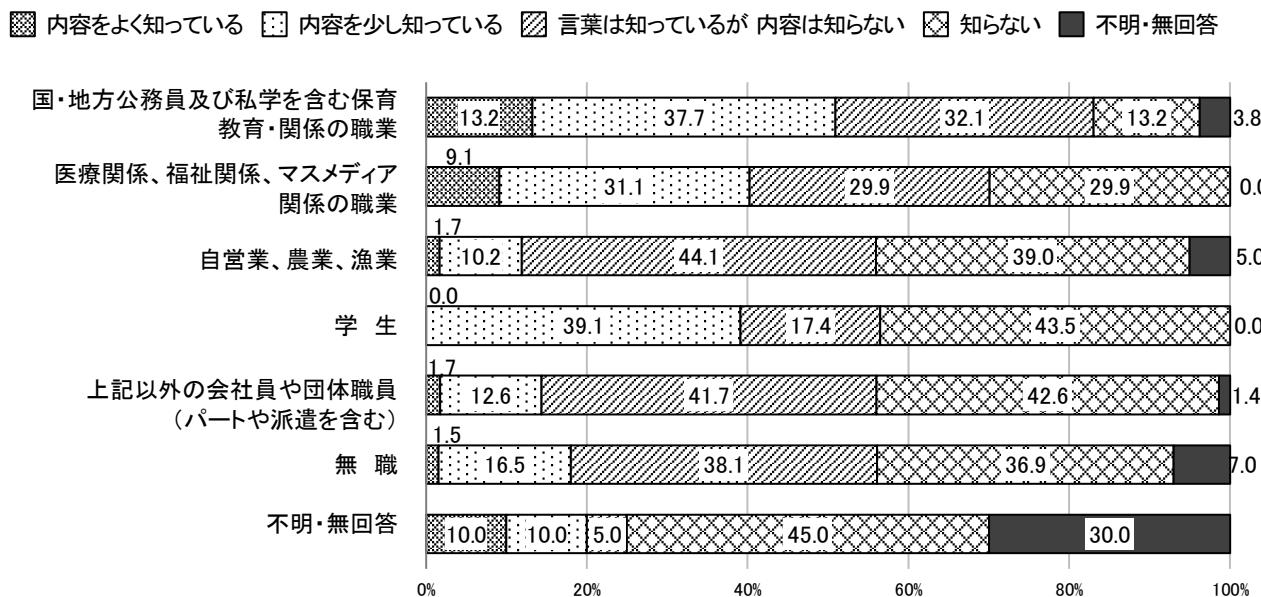
「内容をよく知っている」は、50歳から69歳では4~5%あるが、他の年代は2パーセント台である。  
「知らない」が、30歳から49歳で約5割に達している。

### 3) 職業別特徴

問7	人権関係法の認知度「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」							
	回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はがは知らない	知らない	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らない
全 体	790	26	144	292	291	37	170	583
	100.0	3.3	18.2	37.0	36.8	4.7	21.5	73.8
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	7	20	17	7	2	27 24
		100.0	13.2	37.7	32.1	13.2	3.8	50.9 45.3
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	7	24	23	23	0	31 46
		100.0	9.1	31.1	29.9	29.9	0.0	40.2 59.8
	自営業、農業、漁業	59	1	6	26	23	3	7 49
		100.0	1.7	10.2	44.1	39.0	5.0	11.9 83.1
	学 生	23	0	9	4	10	0	9 14
		100.0	0.0	39.1	17.4	43.5	0.0	39.1 60.9
上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	4	29	96	98	3	33 194	
		100.0	1.7	12.6	41.7	42.6	1.4	14.3 84.3
無 職	328	5	54	125	121	23	59 246	
		100.0	1.5	16.5	38.1	36.9	7.0	18.0 75.0
不明・無回答	20	2	2	1	9	6	4 10	
		100.0	10.0	10.0	5.0	45.0	30.0	20.0 50.0

\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-1-4 人権関係法の認知度(職業別)【障害者差別解消法】



「内容をよく知っている」は、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」13.2%、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」9.1%、他は1パーセント台で、「学生」は0.0%である。

「知らない」は、「自営業、農業、漁業」39.0%、「学生」43.5%、「上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)」42.6%で、約4割ある。

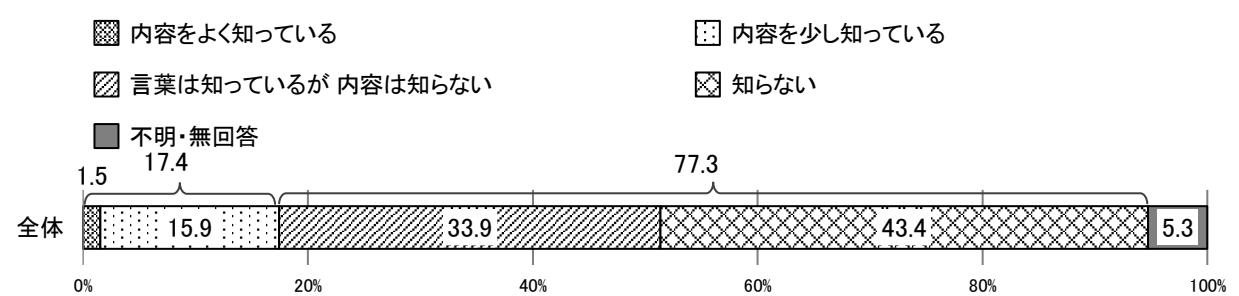
問7-2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律  
(ヘイトスピーチ解消法)

1) 全体及び性別特徴

問7		人権関係法の認知度「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」							
		回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はが知らなつて	知らな	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らな
全 体		790	12	126	268	343	41	138	611
		100.0	1.5	15.9	33.9	43.4	5.3	17.4	77.3
性別	男性	348	4	74	131	129	10	78	260
		100.0	1.1	21.3	37.6	37.1	2.9	22.4	74.7
	女性	421	6	51	131	207	26	57	338
		100.0	1.4	12.1	31.1	49.2	6.2	13.5	80.3
その他	その他	3	1	0	1	0	1	1	1
		100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3
不明・無回答	不明・無回答	18	1	1	5	7	4	2	12
		100.0	5.6	5.6	27.8	38.9	22.1	11.2	66.7

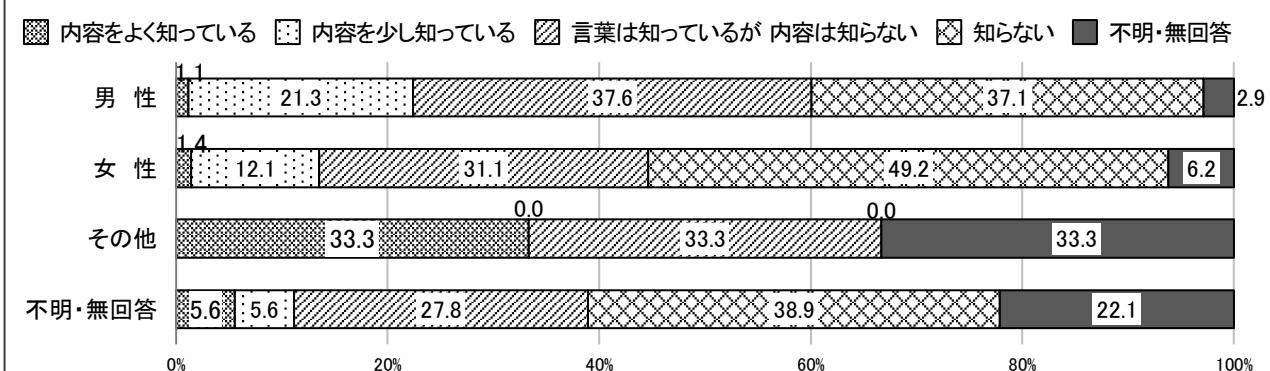
\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-2-1 人権関係法の認知度(全体)【ヘイトスピーチ解消法】



「内容を知っている」は 17.4%、「内容を知らない」は 77.3%で、認知度は低い。

図7-2-2 人権関係法の認知度(性別)【ヘイトスピーチ解消法】



「内容をよく知っている」は、男女ともに 1 パーセント台である。

「知らない」は、男性37.1%、女性49.2%で、女性の認知度が低い。

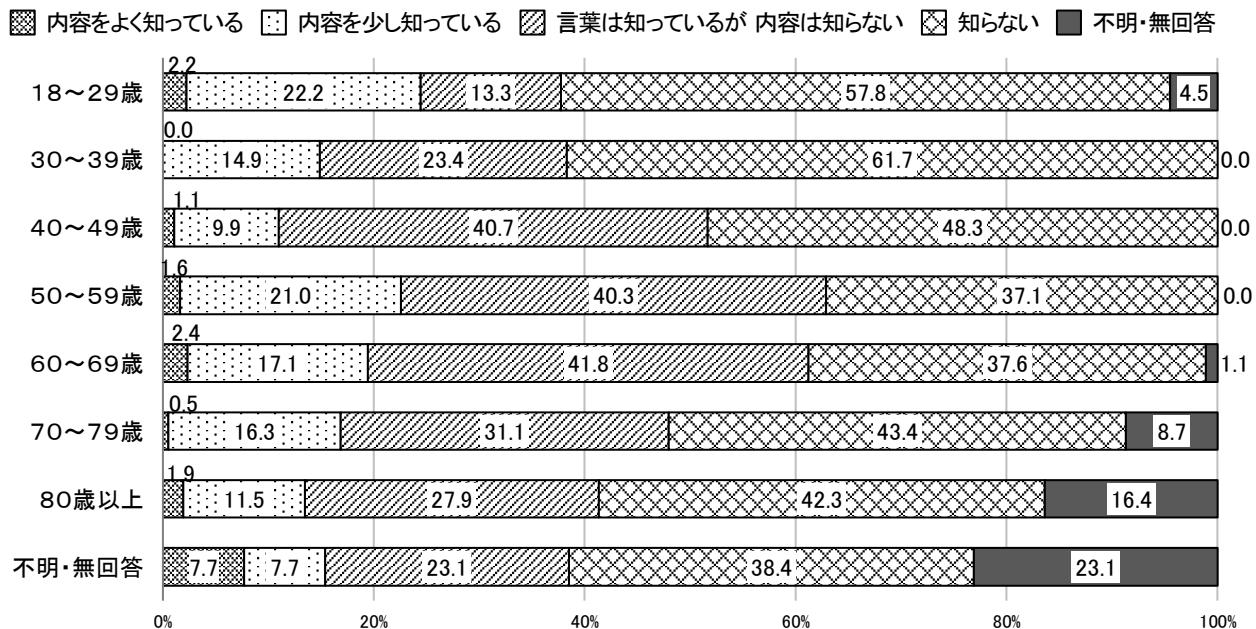
## 2) 年齢層別特徴

問7		人権関係法の認知度「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」							
		回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はがは知らなつて	知らな	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らな
全 体		790	12	126	268	343	41	138	611
		100.0	1.5	15.9	33.9	43.4	5.3	17.4	77.3
年齢	18~29歳	45	1	10	6	26	2	11	32
		100.0	2.2	22.2	13.3	57.8	4.5	24.4	71.1
	30~39歳	47	0	7	11	29	0	7	40
		100.0	0.0	14.9	23.4	61.7	0.0	14.9	85.1
	40~49歳	91	1	9	37	44	0	10	81
		100.0	1.1	9.9	40.7	48.3	0.0	11.0	89.0
	50~59歳	124	2	26	50	46	0	28	96
		100.0	1.6	21.0	40.3	37.1	0.0	22.6	77.4
	60~69歳	170	4	29	71	64	2	33	135
		100.0	2.4	17.1	41.8	37.6	1.1	19.5	79.4
年齢	70~79歳	196	1	32	61	85	17	33	146
		100.0	0.5	16.3	31.1	43.4	8.7	16.8	74.5
年齢	80歳以上	104	2	12	29	44	17	14	73
		100.0	1.9	11.5	27.9	42.3	16.4	13.4	70.2
年齢	不明・無回答	13	1	1	3	5	3	2	8
		100.0	7.7	7.7	23.1	38.4	23.1	15.4	61.5

\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

\*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-2-3 人権関係法の認知度(年齢層別)【ヘイトスピーチ解消法】



「内容を知っている」は、「18~29歳」24.4%、「50~59歳」22.6%が2割を超えており、他は1割台である。

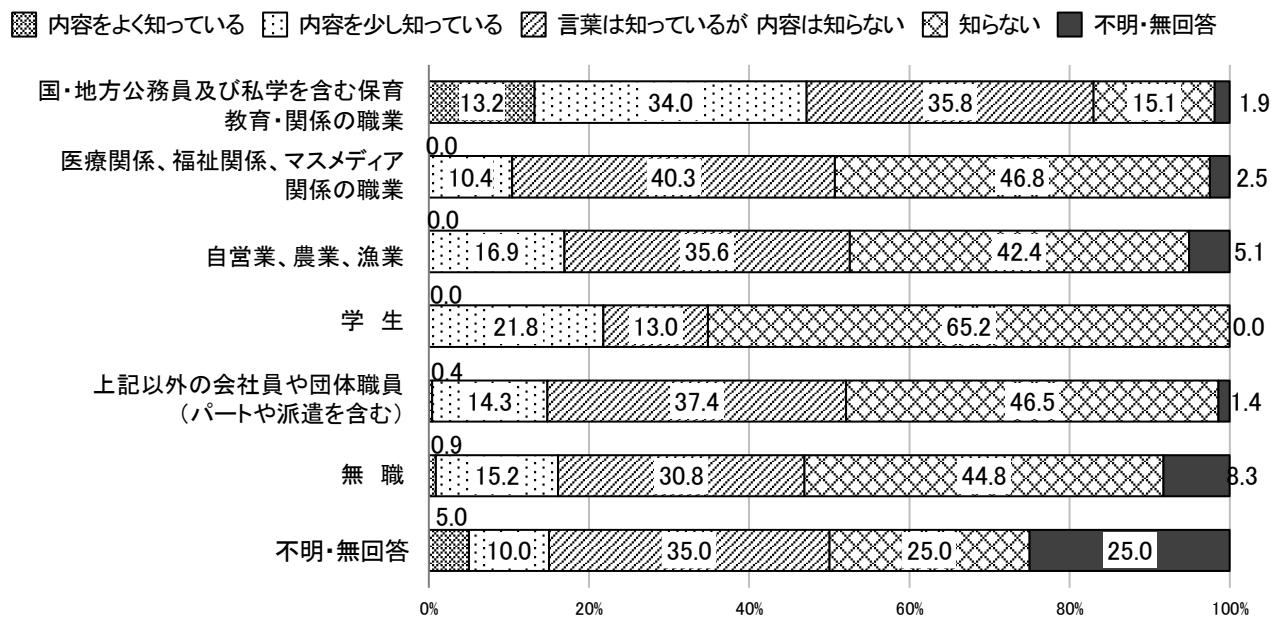
「内容を知らない」は、「40~49歳」89.0%が最も高く、全体でも77.3%と認知度は低い。

### 3) 職業別特徴

問7	人権関係法の認知度「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」							
	回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はがは知らない	知らない	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らない
全 体	790	12	126	268	343	41	138	611
	100.0	1.5	15.9	33.9	43.4	5.3	17.4	77.3
職業								
国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	7	18	19	8	1	25	27
	100.0	13.2	34.0	35.8	15.1	1.9	47.2	50.9
医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	0	8	31	36	2	8	67
	100.0	0.0	10.4	40.3	46.8	2.5	10.4	87.1
自営業、農業、漁業	59	0	10	21	25	3	10	46
	100.0	0.0	16.9	35.6	42.4	5.1	16.9	78.0
学 生	23	0	5	3	15	0	5	18
	100.0	0.0	21.8	13.0	65.2	0.0	21.8	78.2
上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	1	33	86	107	3	34	193
	100.0	0.4	14.3	37.4	46.5	1.4	14.7	83.9
無 職	328	3	50	101	147	27	53	248
	100.0	0.9	15.2	30.8	44.8	8.3	16.1	75.6
不明・無回答	20	1	2	7	5	5	3	12
	100.0	5.0	10.0	35.0	25.0	25.0	15.0	60.0

\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-2-4 人権関係法の認知度(職業別)【ヘイトスピーチ解消法】



「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」は、「内容を知っている」が47.2%あり、約半数の人はこの法律を認知しており、「内容をよく知っている」で見ても、13.2%と高く、他は1パーセントにも満たない。

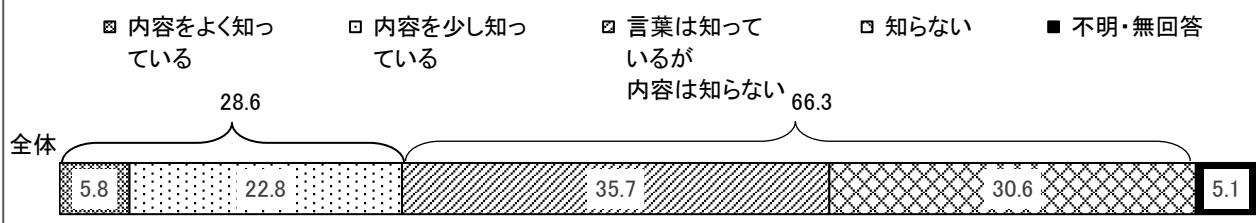
### 問7-3 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

#### 1) 全体及び性別特徴

問7		人権関係法の認知度「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」							
		回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はがは知らない	知らない	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らない
全 体		790	46	180	282	242	40	226	524
		100.0	5.8	22.8	35.7	30.6	5.1	28.6	66.3
性別	男性	348	20	97	125	95	11	117	220
		100.0	5.7	27.9	35.9	27.3	3.2	33.6	63.2
	女性	421	23	80	152	141	25	103	293
		100.0	5.5	19.0	36.1	33.5	5.9	24.5	69.6
その他	その他	3	1	1	1	0	0	2	1
		100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	66.6	33.3
	不明・無回答	18	2	2	4	6	4	4	10
		100.0	11.1	11.1	22.2	33.4	22.2	22.2	55.6

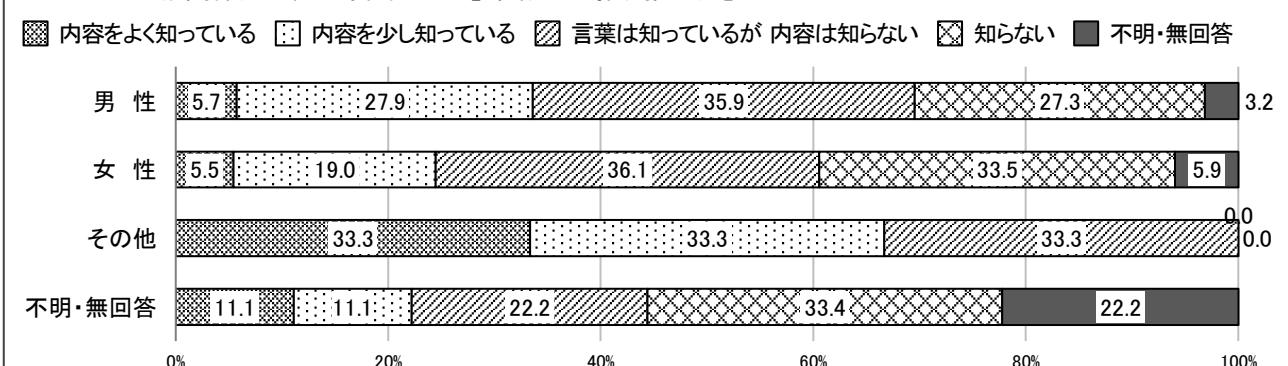
\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-3-1 人権関係法の認知度(全体)【部落差別解消推進法】



「内容を知っている」28.6%は、本調査で取り上げた法律の中では、「高齢者虐待防止法」と並んで、最も高く認知されている法律である。

図7-3-2 人権関係法の認知度(性別)【部落差別解消推進法】



「内容を知っている」では、男性 33.6%、女性 24.5%、「内容は知らない」では、男性 63.2%、女性 69.6%で、女性の認知度がやや低い。

## 2)年齢層別特徴

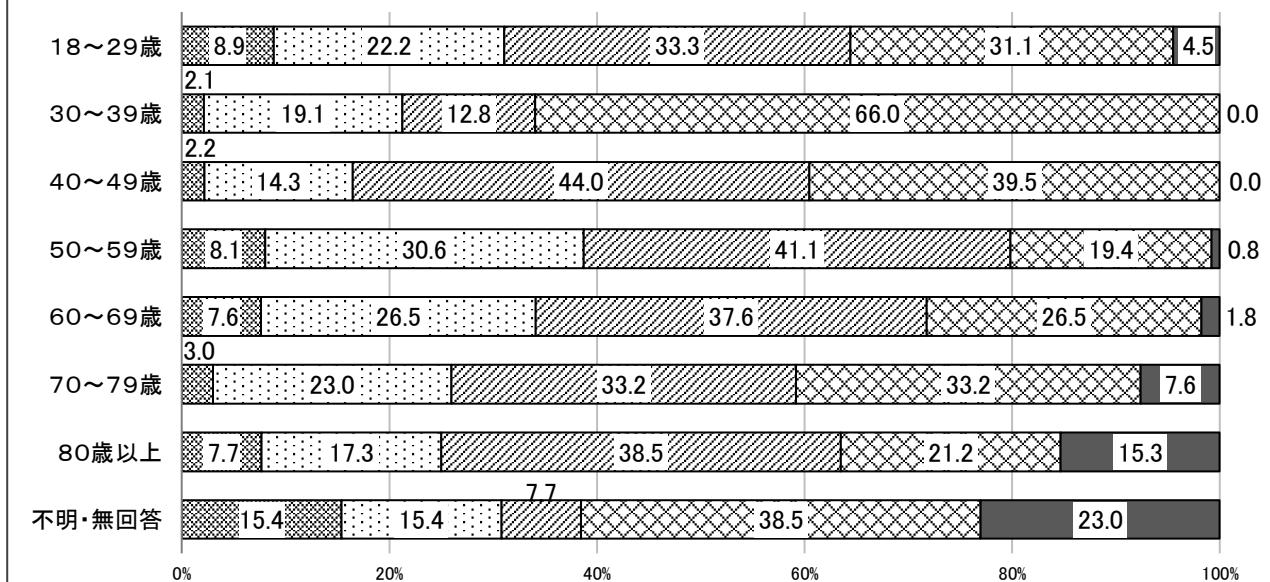
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7	回答数	人権関係法の認知度「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」						
		て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はがは知らつない	知らない	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らない
全 体	790	46	180	282	242	40	226	524
	100.0	5.8	22.8	35.7	30.6	5.1	28.6	66.3
年齢	18~29歳	45	4	10	15	14	14	29
		100.0	8.9	22.2	33.3	31.1	31.1	64.4
	30~39歳	47	1	9	6	31	10	37
		100.0	2.1	19.1	12.8	66.0	21.2	78.8
	40~49歳	91	2	13	40	36	15	76
		100.0	2.2	14.3	44.0	39.5	16.5	83.5
	50~59歳	124	10	38	51	24	48	75
		100.0	8.1	30.6	41.1	19.4	38.7	60.5
年齢	60~69歳	170	13	45	64	45	58	109
		100.0	7.6	26.5	37.6	26.5	34.1	64.1
	70~79歳	196	6	45	65	65	51	130
		100.0	3.0	23.0	33.2	33.2	26.0	66.4
	80歳以上	104	8	18	40	22	26	62
		100.0	7.7	17.3	38.5	21.2	25.0	59.7
	不明・無回答	13	2	2	1	5	4	6
		100.0	15.4	15.4	7.7	38.5	30.8	46.2

\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-3-3 人権関係法の認知度(年齢層別)【部落差別解消推進法】

■ 内容をよく知っている □ 内容を少し知っている ▨ 言葉は知っているが 内容は知らない □ 知らない ■ 不明・無回答



「内容をよく知っている」では、30歳から49歳が2パーセント台、「70~79歳」が3パーセント台と低く、他は7~8パーセント台になっている。

「知らない」では、「30~39歳」が66.0%で、最も認知度が低い。

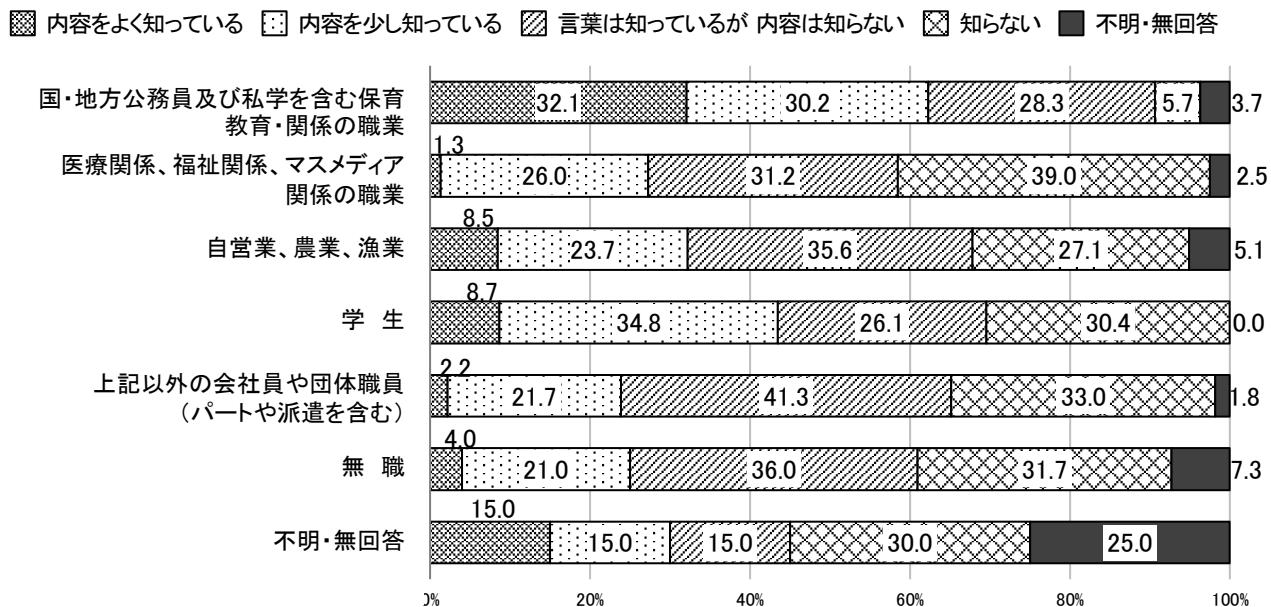
### 3)職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7	人権関係法の認知度「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」							
	回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はがは知らない	知らない	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らない
全 体	790	46	180	282	242	40	226	524
	100.0	5.8	22.8	35.7	30.6	5.1	28.6	66.3
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	17	16	15	3	2	33 18
		100.0	32.1	30.2	28.3	5.7	3.7	62.3 34.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	1	20	24	30	2	21 54
		100.0	1.3	26.0	31.2	39.0	2.5	27.3 70.2
	自営業、農業、漁業	59	5	14	21	16	3	19 37
		100.0	8.5	23.7	35.6	27.1	5.1	32.2 62.7
	学 生	23	2	8	6	7	0	10 13
		100.0	8.7	34.8	26.1	30.4	0.0	43.5 56.5
上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	5	50	95	76	4	55	171
		100.0	2.2	21.7	41.3	33.0	1.8	23.9 74.3
無 職	328	13	69	118	104	24	82	222
		100.0	4.0	21.0	36.0	31.7	7.3	25.0 67.7
不明・無回答	20	3	3	3	6	5	6	9
		100.0	15.0	15.0	15.0	30.0	25.0	30.0 45.0

\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-3-4 人権関係法の認知度(職業別)【部落差別解消推進法】



「内容をよく知っている」では、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」が 32.1%、次いで高いのが「学生」で 8.7% になっている。

「知らない」では、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係」の 39.0% が最も高い。

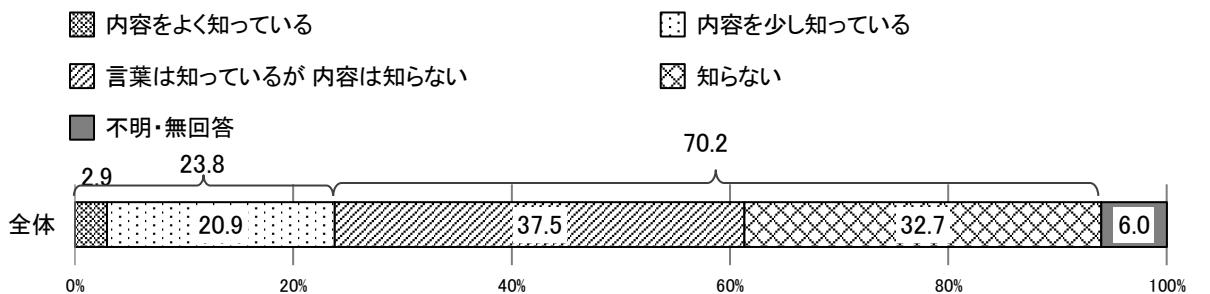
## 問7-4 こども基本法

### 1) 全体及び性別特徴

問7		人権関係法の認知度「こども基本法」							
		回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はがは知つてらない	知らない	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らない
全 体		790	23	165	296	258	48	188	554
		100.0	2.9	20.9	37.5	32.7	6.0	23.8	70.2
性別	男性	348	7	72	147	108	14	79	255
		100.0	2.0	20.7	42.3	31.0	4.0	22.7	73.3
	女性	421	13	93	142	144	29	106	286
		100.0	3.1	22.1	33.7	34.2	6.9	25.2	67.9
その他	その他	3	1	0	1	0	1	1	1
		100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3
不明・無回答	不明・無回答	18	2	0	6	6	4	2	12
		100.0	11.1	0.0	33.3	33.3	22.2	11.1	66.6

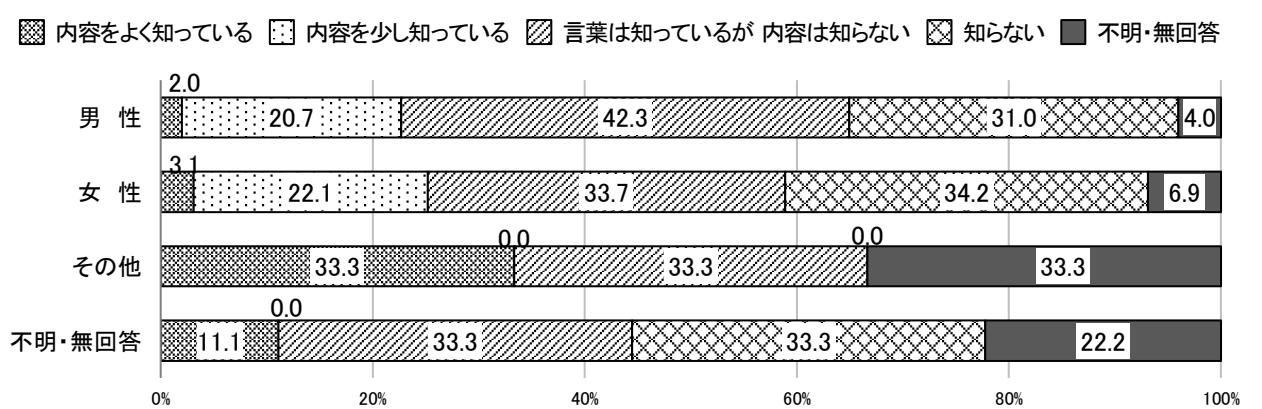
\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-4-1人権関係法の認知度(全体)【こども基本法】



「内容を知っている」は、23.8%、「内容を知らない」は 70.2%で、認知度は低い。

図7-4-2 人権関係法の認知度(性別)【こども基本法】



「内容を知らない」では、男性 73.3%、女性 67.9%で、その差は 5.4 ポイントあり、女性の認知度がやや高い。

## 2) 年齢層別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

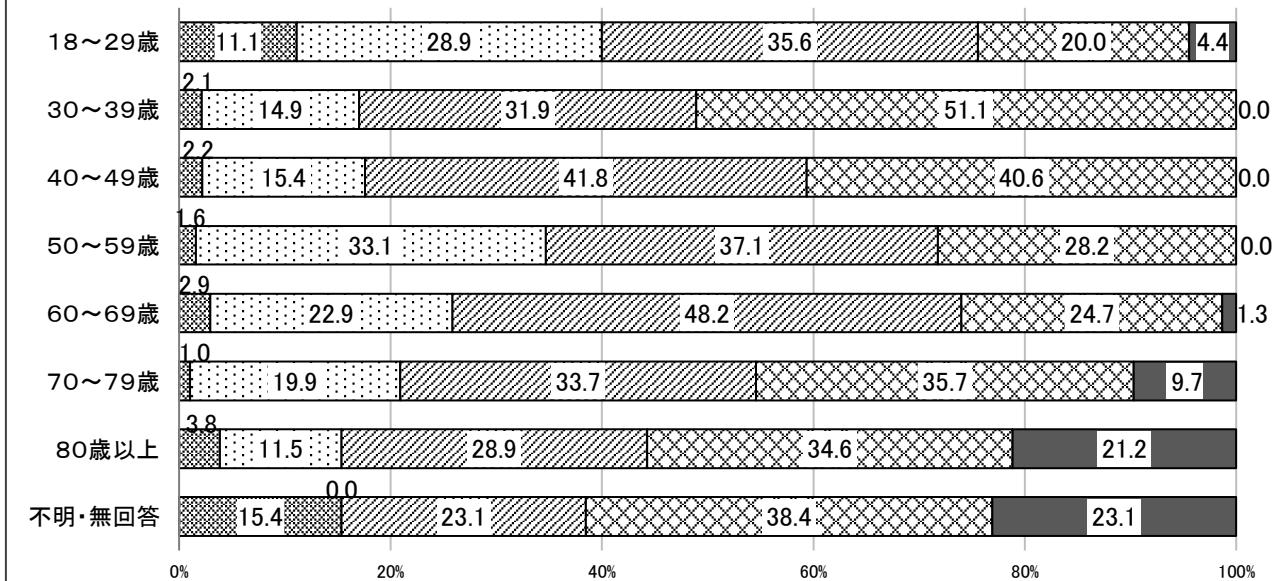
問7	回答数	人権関係法の認知度 「こども基本法」							
		て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はがは知らなて	知らな	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らな	
全 体	790	23	165	296	258	48	188	554	
	100.0	2.9	20.9	37.5	32.7	6.0	23.8	70.2	
年 齢	18~29歳	45	5	13	16	9	2	18	25
		100.0	11.1	28.9	35.6	20.0	4.4	40.0	55.6
	30~39歳	47	1	7	15	24	0	8	39
		100.0	2.1	14.9	31.9	51.1	0.0	17.0	83.0
	40~49歳	91	2	14	38	37	0	16	75
		100.0	2.2	15.4	41.8	40.6	0.0	17.6	82.4
	50~59歳	124	2	41	46	35	0	43	81
		100.0	1.6	33.1	37.1	28.2	0.0	34.7	65.3
	60~69歳	170	5	39	82	42	2	44	124
		100.0	2.9	22.9	48.2	24.7	1.3	25.8	72.9
	70~79歳	196	2	39	66	70	19	41	136
		100.0	1.0	19.9	33.7	35.7	9.7	20.9	69.4
	80歳以上	104	4	12	30	36	22	16	66
		100.0	3.8	11.5	28.9	34.6	21.2	15.3	63.5
	不明・無回答	13	2	0	3	5	3	2	8
		100.0	15.4	0.0	23.1	38.4	23.1	15.4	61.5

\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

\*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-4-3 人権関係法の認知度(年齢層別) 【こども基本法】

■ 内容をよく知っている □ 内容を少し知っている ▨ 言葉は知っているが 内容は知らない □ 知らない ■ 不明・無回答



「内容を知っている」では、「18~29歳」が40.0%で最も高く、次いで「50~59歳」の34.7%である。  
「内容を知らない」では、「30~39歳」が83.0%で最も高く、次いで、「40~49歳」の82.4%である。

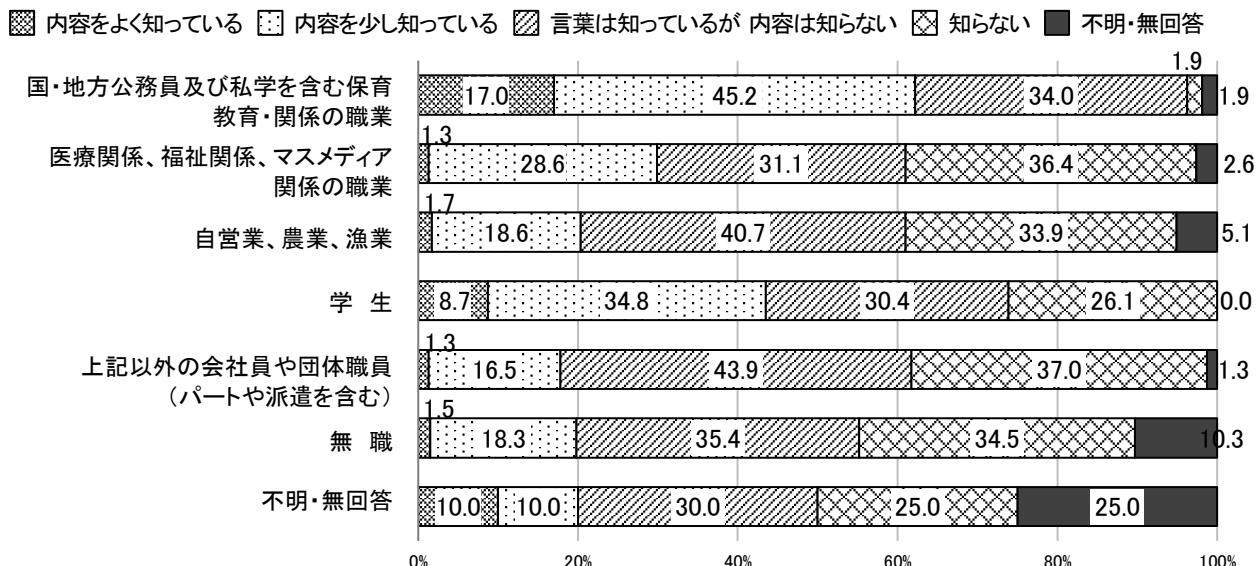
### 3) 職業別特徴

上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7	人権関係法の認知度「こども基本法」							
	回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言 容る葉 はが 知ら な い	知 ら な い	不 明 ・ 無 回 答	い内 容 を 知 つ て	内 容 を 知 ら な い
全 体	790	23	165	296	258	48	188	554
	100.0	2.9	20.9	37.5	32.7	6.0	23.8	70.2
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	9	24	18	1	1	33 19
		100.0	17.0	45.2	34.0	1.9	1.9	62.2 35.9
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	1	22	24	28	2	23 52
		100.0	1.3	28.6	31.1	36.4	2.6	29.9 67.5
	自営業、農業、漁業	59	1	11	24	20	3	12 44
		100.0	1.7	18.6	40.7	33.9	5.1	20.3 74.6
	学 生	23	2	8	7	6	0	10 13
		100.0	8.7	34.8	30.4	26.1	0.0	43.5 56.5
業	上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	3	38	101	85	3	41 186
		100.0	1.3	16.5	43.9	37.0	1.3	17.8 80.9
業	無 職	328	5	60	116	113	34	65 229
		100.0	1.5	18.3	35.4	34.5	10.3	19.8 69.9
業	不明・無回答	20	2	2	6	5	5	4 11
		100.0	10.0	10.0	30.0	25.0	25.0	20.0 55.0

\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-4-4 人権関係法の認知度(職業別)【こども基本法】



「内容を知っている」で高いのは、「国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業」の 62.2%、次いで「学生」の 43.5%である。

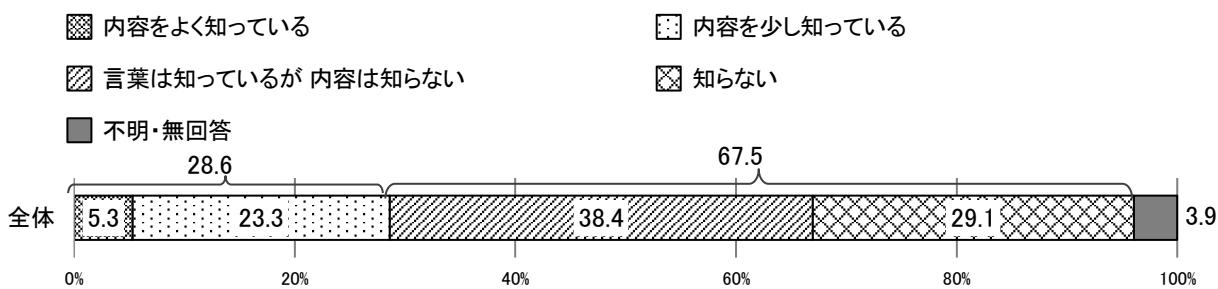
「内容を知らない」で高いのは、「上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)」の 80.9%、次いで「自営業、農業、漁業」の 74.6%である。

問7-5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
(高齢者虐待防止法)

問7	人権関係法の認知度 「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)」							
	回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はがは知らな	知らな	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らな
全 体	790	42	184	303	230	31	226	533
	100.0	5.3	23.3	38.4	29.1	3.9	28.6	67.5
性別	男性	348	14	80	137	109	94	246
		100.0	4.0	23.0	39.4	31.3	27.0	70.7
	女性	421	25	102	161	114	127	275
		100.0	5.9	24.2	38.2	27.1	30.1	65.3
その他	その他	3	1	0	1	0	1	1
		100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3
不明・無回答	不明・無回答	18	2	2	4	7	4	11
		100.0	11.1	11.1	22.2	38.9	22.2	61.1

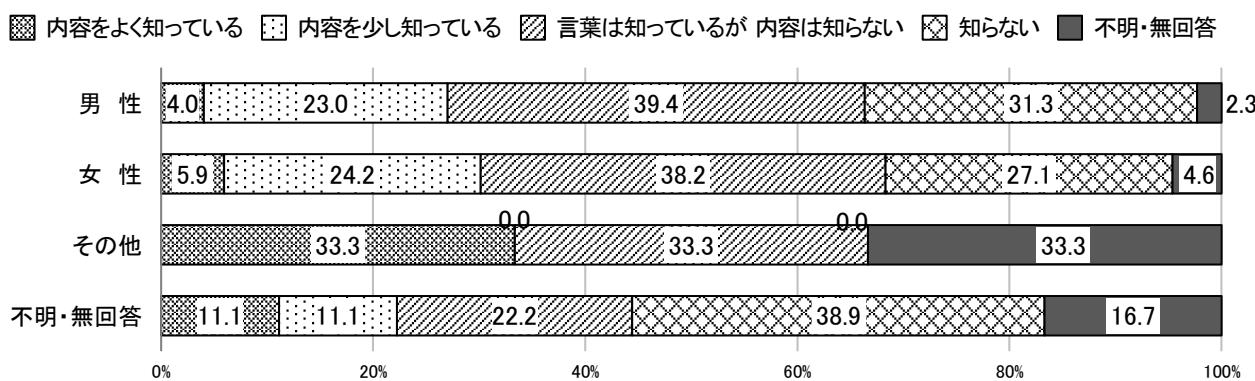
\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-5-1人権関係法の認知度(全体)【高齢者虐待防止法】



「内容を知っている」は28.6%、「内容を知らない」は67.5%で、認知度は他の法律と比べて少し高い。

図7-5-2 人権関係法の認知度(性別)【高齢者虐待防止法】



女性の認知度が幾分高いが、有意さを認めるほどの特段の差異はない。

## 2) 年齢層別特徴

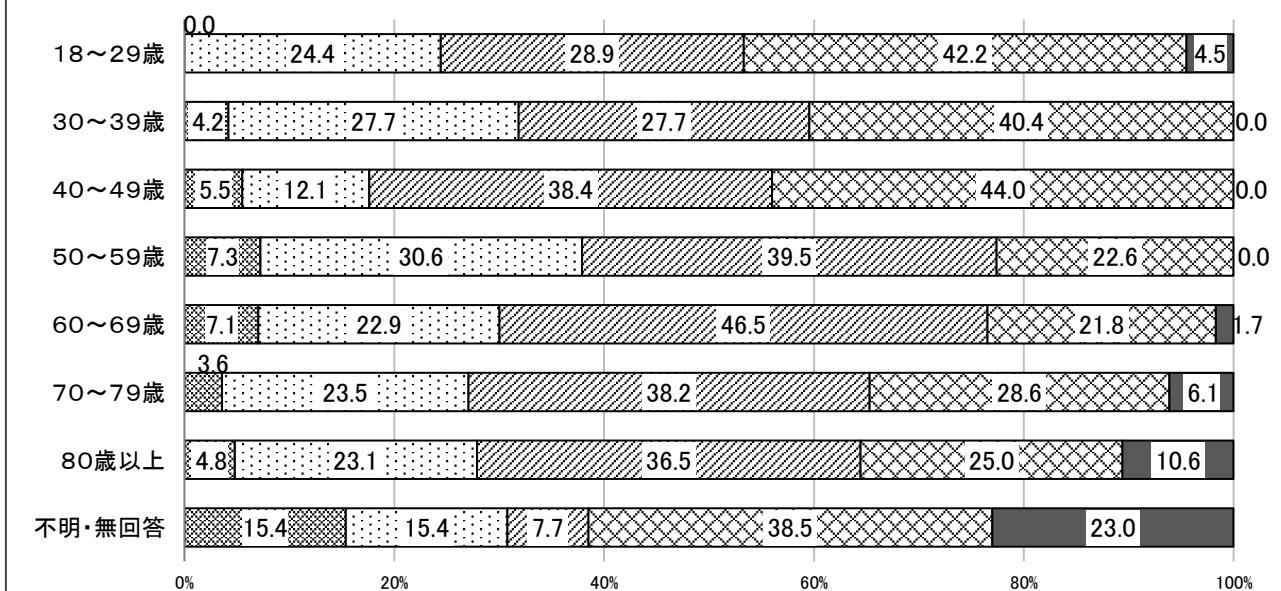
上段:実数(人) 下段:比率(%)

問7	人権関係法の認知度 「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)」							
	回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はがは知らない	知らない	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らない
全 体	790	42	184	303	230	31	226	533
	100.0	5.3	23.3	38.4	29.1	3.9	28.6	67.5
年齢	18~29歳	45	0	11	13	19	2	11
		100.0	0.0	24.4	28.9	42.2	4.5	24.4
	30~39歳	47	2	13	13	19	0	15
		100.0	4.2	27.7	27.7	40.4	0.0	31.9
	40~49歳	91	5	11	35	40	0	16
		100.0	5.5	12.1	38.4	44.0	0.0	17.6
	50~59歳	124	9	38	49	28	0	47
		100.0	7.3	30.6	39.5	22.6	0.0	37.9
	60~69歳	170	12	39	79	37	3	51
	100.0	7.1	22.9	46.5	21.8	1.7	30.0	68.3
70~79歳	196	7	46	75	56	12	53	131
		100.0	3.6	23.5	38.2	28.6	6.1	27.1
80歳以上	104	5	24	38	26	11	29	64
		100.0	4.8	23.1	36.5	25.0	10.6	27.9
不明・無回答	13	2	2	1	5	3	4	6
		100.0	15.4	15.4	7.7	38.5	23.0	30.8
								46.2

\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-5-3人権関係法の認知度(年齢層別)【高齢者虐待防止法】

■ 内容をよく知っている □ 内容を少し知っている ▨ 言葉は知っているが 内容は知らない □ 知らない ■ 不明・無回答



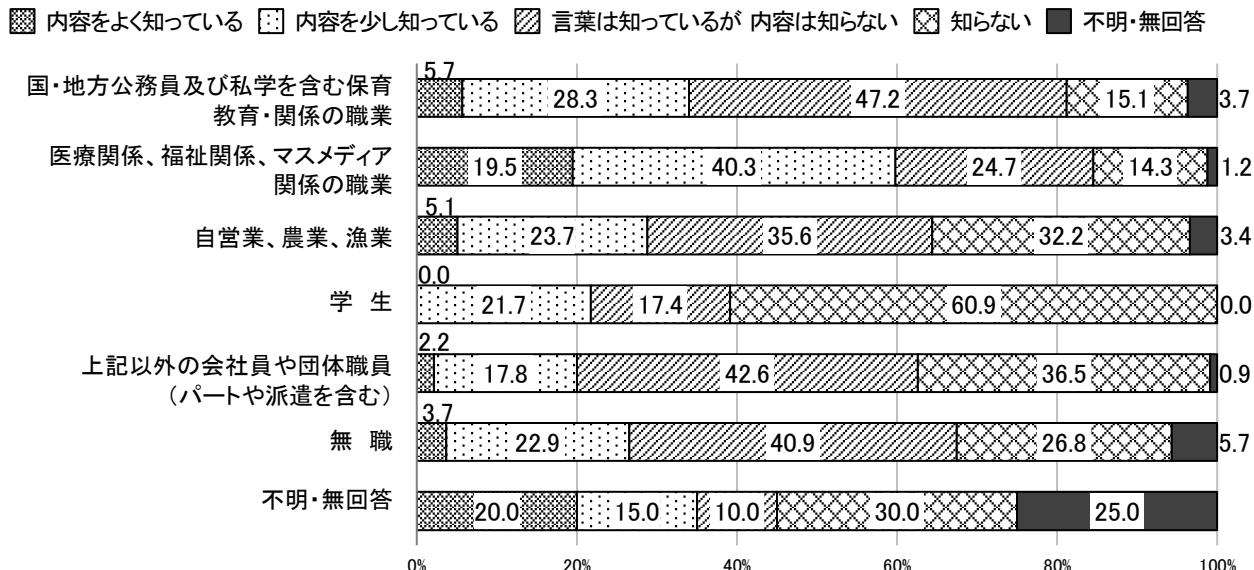
「内容をよく知っている」で高いのは、「50~59歳」の7.3%、次いで「60~69歳」の7.1%である。  
「知らない」で高いのは、「40~49歳」の44.0%、次いで「18~29歳」の42.2%である。

### 3) 職業別特徴

問7	人権関係法の認知度 「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」							
	回答数	て内容をよく知つ	て内容を少し知つ	内い言葉はがは知らない	知らない	不明・無回答	い内容を知つて	内容を知らない
全 体	790	42	184	303	230	31	226	533
	100.0	5.3	23.3	38.4	29.1	3.9	28.6	67.5
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	53	3	15	25	8	2	18
		100.0	5.7	28.3	47.2	15.1	3.7	34.0
	医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業	77	15	31	19	11	1	46
		100.0	19.5	40.3	24.7	14.3	1.2	59.8
	自営業、農業、漁業	59	3	14	21	19	2	17
		100.0	5.1	23.7	35.6	32.2	3.4	28.8
	学 生	23	0	5	4	14	0	5
		100.0	0.0	21.7	17.4	60.9	0.0	21.7
上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)	230	5	41	98	84	2	46	182
		100.0	2.2	17.8	42.6	36.5	0.9	20.0
無 職	328	12	75	134	88	19	87	222
		100.0	3.7	22.9	40.9	26.8	5.7	26.6
不明・無回答	20	4	3	2	6	5	7	8
		100.0	20.0	15.0	10.0	30.0	25.0	35.0

\*「内容を知っている」・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計 \*「内容を知らない」・「言葉は知っているが内容は知らない」と「知らない」の合計

図7-5-4 人権関係法の認知度(職業別)【高齢者虐待防止法】



「内容をよく知っている」は、「医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業」の 19.5%が最も高く、次いで「国・地方公務員及び私学を含む保育教育・関係の職業」の 5.7%になっている。

「知らない」は、「学生」の 60.9%が最も高く、次いで「上記以外の会社員や団体職員(パートや派遣を含む)」の 36.5%になっている。